

# 令和6年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第78号

令和6年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年6月3日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和6年第2回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月4日（火曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

7番 川 西 米希子                      8番 合 田 正 夫

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦              事務局課長補佐 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之              総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	末久誠

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、川西米希子君、8番、合田正夫君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

**○大西樹議長** 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

7番、川西米希子君、質問を許可します。

**○川西米希子議員** 改めまして、議場の皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、おはようございます。爽やかな青空に夏の兆しを感じる頃となりました。傍聴にお越しの方、ふれあい放送お聞きの皆様、ありがとうございます。

本日、明日の2日間で9名の議員が一般質問を行う予定となっております。本日の質問者は私を含めて6名です。1番目が川西です。2番、真鍋議員、3番、竹林議員、4番、京兼議員、5番、鈴木議員、そして6番目が石崎議員の順番で行います。よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は一点です。アピアランスケア助成制度の導入について行います。がん治療に伴う支援についてです。では、よろしく願いいたします。

アピアランスケア、まだ聞き慣れない言葉だと思われる方もいらっしゃるかもしれません。アピアランスケアとは、一般的には医学的、心理社会的、そして、姿を整える支援を

用いて、がん治療に伴う外見の変化によって起こるがん患者の苦痛を軽減するケアとされています。一言で言えば、がん患者の苦痛を軽減するケアのことです。

もちろん、治療で外見が変化しても、自分自身の判断でそのままでもよいわけであり、アピアランスケアは必ず行わなければならないというものではありません。

しかし、がん治療によって髪の毛が抜けてしまったり、乳房の切除に伴って外見が変化した場合、周囲の人からどう見られているのか気になる、他人の目が気になり外出する気にならない、自分らしさが失われた気がするなどと悩む方にとっては、アピアランスケアによって外見に関する精神的な負担を軽減することができます。

そこで、今回、がん治療に伴う外見、アピアランスの変化に悩む方を支援するため、助成制度の創設を提案いたします。

放射線治療や抗がん剤治療によって髪の毛が抜け落ちてしまったり、また、乳がんの手術による乳房の全切除や部分切除によって生じる外見の変化は治療や就労等の意欲を低下させ、社会生活を送る上でも精神的な負担になるため、治療前と変わらない生活を維持できるよう、アピアランスケアは現在のがん治療には欠かせないものとなっています。

がん治療による脱毛等の症状により、医療用のかつら等を必要とする方に対し支援を行うことは、精神的、身体的、経済的不安、さらに社会生活上の不安を和らげることにつながり、町にとって必要な支援であると思います。

香川県において既にアピアランスケアに助成が行われていることは承知しておりますが、現在、県の支援に加えて、独自のかつらや乳房の補正具などの購入助成を行う市町が香川県内でも増えています。

本町においても、がんの治療と学業や仕事、社会生活を支援する上で、年齢制限や性別制限を設けないかつら、髪の毛つき帽子、その他の帽子、人工乳房、補正下着の助成制度が実施されれば、町民の方の大きな支援になるのではないのでしょうか。

これより、2点についてお尋ねしたいと思います。

香川県においては、本年度からこれまではありました補助対象の年齢制限をなくし、医療用全頭ウィッグ（かつら）、頭皮保護用ネット、乳房補正具として補助下着、人工乳房等に助成が行われています。購入費の3分の1、上限1万円です。このことは町民の方は御存じでしょうか。本町としては香川県の助成についてどのように町民に周知されているのでしょうか。これが1点目です。

2点目は、介護や育児等、家族の生活を支えている方ががんになった場合、または頼れる家族、身内などがない場合など、がんの発症、治療に伴う生活上のお困り事などの本町の相談体制はどのようになっていますでしょうか。がんの相談体制についてお尋ねいたします。これが2点目です。

以上、2点についてお答えいただければと思います。お願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの、香川県のアピアランスケア助成制度の周知及び本町の

相談体制についての御質問にお答えいたします。

香川県はがんやその治療に伴う外見の変化による心理的な苦痛を軽減するため、アピアランスケア事業を令和4年度より香川県がん患者医療用補整具助成事業として実施をいたしております。

本町においては、アピアランスケア事業は現在のところ実施できておりませんが、香川県で実施しております事業の周知につきましては、窓口には香川県の助成制度のチラシを設置させていただいております。

相談体制といたしましては、お問合せをいただいた際に、助成制度について、香川県の助成制度を御紹介させていただいております。

また、補整具や病気、その治療法、副作用、医療費のことなど、がんの治療に関する様々な疑問や悩みの解決について御相談をいただいた場合には、本町では医療的・専門的な知識や、その情報を有しているわけではありませんので、香川県のホームページに国・県から指定を受けた「がん診療連携拠点病院等」に設置されている「がん相談支援センター」ががんの相談窓口として掲載されておりますので、そちらを御紹介させていただくことにしております。よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 7番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

本町では自殺予防やひきこもりの相談窓口は周知されておりまして、ホームページにもありますが、がんの生活上や治療に伴う困り事の相談窓口は、インターネット上を探しても、本町の窓口はありません。香川県のがんに伴うアピアランスケアの支援も、本町のホームページ等では周知されておりません。

ただいま、町長さんの御答弁の中には、健康増進課だと思えますけれども、窓口にはこのパンフレットが置いてあるということではございますが、これでは一部の方の目にしか触れないと思えますので、がん相談窓口や県の支援について、周知がもう少しあればよいかと思えます。

かつらは数万円から数十万円と様々な種類がありますが、決して安いものではありません。がん治療の負担の上に、髪の毛が抜け落ちていくという不安とつらさの中で、かつらの準備もしなければならぬとなると、経済的負担が重くのしかかります。がん治療により、かつらや胸部補整具が必要な方に対して、精神的、身体的、経済的支援ともなるアピアランスケアの助成についてはどのようにお考えでしょうか、お考えをお尋ねいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 本町におけるアピアランスケア助成の考えについてお答えいたします。

県内のアピアランスケア助成制度の実施状況につきましては、令和4年度は香川県以外では1町のみでしたが、令和5年度には8市町で実施されることになりました。また、令和6年度からはさらに2市1町で実施されることになり、現時点で確認できているところでは、香川県及び8市3町で実施されている状況でございます。

このように県下でも多くの市町で事業が実施されている現状を受けまして、本町においても事業の実施に向けて検討を進めていたところでございます。

また、香川県及び他市町においては、令和6年度より補助対象の年齢制限の撤廃がなされており、そういった点も取り入れながら、がん治療をされている患者さんの心理的苦痛の軽減や、その人らしい生活を送るための一助となれるよう、早急に補助制度の整備を行い、本年度の早い時期には事業を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 7番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 大変に前向きな御答弁ありがとうございました。

がんは日本人の死因の第1位です。しかし、医学の進歩により、治癒率、生存率は伸び、がんになっても幸せに希望を失わず暮らしていくことが重要な時代です。厚生労働省のホームページにも2人に1人ががんになると書かれています。がんとともに長期に生きる人が増えている現在です。町のアピアランスケア助成制度ができれば、年齢を問わず多くの方が助かると思います。

また、ある程度の年齢になると足腰が弱ってきます。がんに罹患したことによって、不安や落ち込み、見た目の変化からひきこもりがちとなり、外出の機会が減ると、足腰の機能低下にもつながり、介護の必要な状態に早く進んでいくことが心配されます。

これまでの取組にアピアランスケアも加わることによって、その人らしく生き生きと暮らすことは町の介護費の抑制にもつながるのではないのでしょうか。

治療と仕事や学業との両立が求められる働く世代や学生等の方にとっても、大きな支援になると思います。

町民の一人一人がその人らしく生きることを支援するアピアランスケア助成制度の導入が、今ほど町長さんの答弁にもありましたけれども、検討を実施しているところであるということでございますので、一日も早く形となりますことを御期待申し上げ、私の一般質問を終わります。

**○大西樹議長** 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、1番目の質問を許可します。

**○真鍋泰二郎議員** 皆さん、おはようございます。1番、真鍋泰二郎でございます。議席をおあずかりしてから2年がたちまして、ちょうど任期の折り返しとなりました。私の初めての一般質問、2年前、この場に立ったとき、非常に緊張いたしました。相も変わらず緊張しながらの一般質問でございますが、またこの2年がたち、折り返しとなりましたので、初心に返り、町民の皆様のご幸せと我がふるさとまんのう町の発展のために、残りの任期もしっかりと気を引き締めて努めてまいりたいと存じます。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。本日の質問のテーマは、みんなで楽しく健康に、マイチャレかがわの推進でありま

す。御答弁のほど、よろしくお願いたします。

さて、皆さん、お元気ですか。健康で日々をお過ごしでしょうか。かく言う私とは申しますと、昨年40歳を迎えまして、今年は数え年で42歳、いわゆる男の大厄、厄年です。古くから人生の中で災難が身に降りかかる年齢とされ、前厄、本厄、後厄と3年間は身を慎むべき年と言われていて、現代の生活に当てはめると、人生の転換期であり、肉体的にも精神的にも調子を崩しやすい年齢とも言えます。

そんな私ですが、運動不足やけど、まだまだ若く健康な体だとたかをくくっておりました。しかし、事態は急変。今年の1月に40歳になりましたので、町の補助で人間ドックが受けられますので、人生初の人間ドックを受診しましたところ、慢性胃炎の疑いあり、再検査ということになりました。それで再検査で胃カメラを飲むことになったわけですが、画面に映し出された私の胃は真っ赤っか、ピロリ菌による慢性胃炎ということで、除菌治療をしたというてんまつです。

少し前置きが長くなってしまいましたが、私は人間ドックをきっかけに健康に気を遣うようになりました。また、人間ドックとは別に、健康で長生きしなければならない個人的な事情が発しまして、今回の質問のテーマであるマイチャレかがわを始めたわけでありませぬ。

健康づくりのきっかけは皆さんそれぞれにあるのかと思いますが、私はマイチャレかがわというツールは健康づくりのきっかけとして効果大だと思っています。また、私はマイチャレかがわを人から勧められて始めた経緯がありますので、ぜひとも町民の皆様にもお勧めしたい、そして、みんなで楽しく健康になっていただきたい、そういった思いで本日の質問に臨んでいます。

平成30年、2018年から香川県が実施している健康ポイント事業に、先ほど来、言っておりますマイチャレかがわというものがございます。マイチャレかがわについては、過去にも同僚議員が質問しておりますので、重複する部分があるかと思いますが、その点は御容赦いただければと存じます。

マイチャレかがわについて簡単に説明させていただきますと、まず、マイチャレというのは、毎日続ける私の健康づくりの目標という意味です。毎日の毎と私のマイがかかるという意味だと思っておりますけれども、マイチャレかがわはウォーキングや朝御飯を食べるなどのマイチャレ、目標ですね、その目標の達成、健康診断の受診や社会参加に対し、健康ポイントを付与するという事業です。そして、一定の健康ポイントをためると、マイチャレカード、いわゆる特典カードというようなこういったカードがもらえるんですけども、これを提示すると、サービス協力店で特典を受けることができるほか、賞品が当たる抽せんにも参加できます。

マイチャレかがわが始まった当初の県の広報誌に当時の浜田知事がマイチャレかがわを紹介するコラムを書いておりますので、一部を紹介します。全文はタブレットに資料として載せておりますので、議員、執行部の皆さんはタブレットを御参照ください。サイドブ

ック、一般質問、令和6年で、6月定例会、真鍋議員の順でお進みいただけたらと思います。ちょっとタブレットを出させていただきます。その他、本日使います資料も一部載せておりますので、また御参照いただけたらと思います。

それでは、ちょっと一部ですけれども、健康に自立して生活できる期間、健康寿命を延ばすために、このマイチャレかがわが県民の皆様の生活習慣の見直しや、定期的な健康診断やがん検診の受診といった主体的な健康づくりにつながればと考えております。続いて、誰もが生涯を通じて健康で明るく生きがいを持って暮らせる健康長寿香川の実現を目指して、県民の皆様自らが健康づくりに取り組むことを基本に、ライフステージに応じた健康づくりを総合的に推進してまいりますとあります。このコラムを読めば、マイチャレかがわの目的や趣旨、目指すべきところがよく分かります。

さてさて、なかなか楽しそうな事業ですし、特典もある。我が町ではどれくらいの方がマイチャレかがわをやっているのでしょうか。我が町における近年の参加者数など、実施状況をお伺いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、本町における「マイチャレかがわ」の近年の参加者数など、実施状況を問うについてお答えします。

香川健康ポイント事業「マイチャレかがわ」は、香川県健康福祉総務課が事業主体となり、県民が楽しみながら継続的に健康づくりを実践する仕組みを官民協働で構築し、県民運動を展開することにより、県民一人一人の健康づくり意識の醸成と主体的な健康行動の定着化を図る。また、市町等保険者と協働で実施する仕組みを立案し、県全体で健康づくりを後押しする環境づくりを推進するものでございます。

マイチャレかがわはアプリ版と記録シート版により参加が可能です。本町における令和6年3月末のアプリダウンロード数は394件、記録シートでの利用はありません。

男女別では、男性135件、女性259件、年齢別では、20歳未満6件、20代20件、30代45件、40代92件、50代87件、60代93件、70代33件、80歳以上4件、不詳14件となっております。

また、加入保険別では、国民健康保険100件、協会けんぽ142件、その他152件となっておりますので、よろしくお伺いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 詳しい説明でよく分かりました。本町でダウンロード数で394件、400人弱の方が参加しておる。ダウンロードしただけの方もひよっとしたらおられるかもしれませんが、400件弱の方が参加されている。人口1万7,000人ちょっとで400名ぐらいですから、参加率としたら、あとこれは小学生以上ですので、少し数字の変化はあると思いますけれども、参加者は少ないのでないかなと。他の市町がどういう状況かにもよるんですけれども、今後、伸ばしていかないかなというところではあります。

そしたら次、続いてですが、マイチャレかがわの事業主体は先ほど町長のほうから御答弁でもありましたように、県のほうでございますので、県の事業を町のほうで一部やっておるということですが、先ほど記録シートでの参加がゼロ件ということだったんですけども、記録シートの提出先、あと記録シートで持ってきた方のマイチャレカードの発行窓口、あと問合せ先は各市町の担当部署、本町では福祉保険課が設定されております。

そして、県はもちろん、我が町を含む各市町のホームページにおいて事業の周知が行われております。

先日、かりん健康センター、そして塩入温泉のほうを訪れた際に、マイチャレかがわを周知するポスターや、本日、議員の皆さん、あと傍聴の方にもお配りしておりますチラシを見つけました。しかし、先ほど報告いただいた実施状況を聞いても分かるように、いま一つ、周知がされてないのではないかなと感じます。

また、先ほどの川西議員さんの一般質問でも、県の事業の周知というのが、やっぱりチラシを置いておくだけとかでは十分でないという、ほかの事業でもそういうふうに感じました。

我が町のホームページにおいての周知ですけども、割とあっさりした内容で、県のほうにリンクが飛ぶと。それでも十分なのかなとは思いますが、私としては、いま一步、踏み込んだ周知、啓発活動が必要ではないかと思えます。

そこで、我が町ではマイチャレかがわの周知啓発を現在どのような方法で行っているのかをお伺いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、本町では本事業の周知をどのような方法で行っているのかについてお答えいたします。

本事業の周知につきましては、本庁、各支所、かりん健康センター等にポスター掲示、窓口でのチラシ配布、同時に福祉保険課が作成している国保新聞に記事を掲載し、まんのう広報4月号に併せて全戸配布を行っております。

また、住民健診や健康教室、介護予防教室等での周知やチラシ配布を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 私が行った健康増進課、かりん健康センターですね、それ以外にも本庁とかでもポスターを貼っていただいている、また、国保新聞ですかね、そういうほうにも載せていただいているということで、それでもやっぱり我々議会のほうも議会広報を作ってますけれども、読んでもらえるような広報を、今、目指してやっております。でもなかなかやっぱり読んでもらえないというところがあって、活字はなかなか伝わりにくいというところがあるんじゃないかなと思えます。

また、あと介護予防講座みたいなどころでお話を紹介するというのは効果があるかなと思えますので、今後も推進していただけたらと思えます。

ここでちょっと再質問させていただきたいんですが、先ほどの説明でもありましたように、マイチャレかがわにはアプリと記録シートの2タイプございます。まんのう町では記録シートのほうはゼロということでしたけども、記録シートはこういった形です。タブレットをお持ちの方は資料の2番の記録シート、まんのう町のところを見ていただけたら、表、裏ありますので、こういう形になっておりますが、自分で手書きで書いて、目標を立てて、毎日、記録をしていくという形で、これはこれで何か効果があるんでないかと。自分で目標を立てる、書く、実際に健康に関わる動作をするなり食事に気をつけるようなことをしていく、目標を達成していく、それで記入をしていくということで、非常にこれはこれで効果があると思っております。

アプリ版のほうは、歩数計機能とかデータをグラフにしていく機能があって、記録シートにはないよさがございます。アプリ版の普及には、操作が苦手な方でも、ある程度、スマートフォンを操作できるようにならないとちょっといけないわけで、総務課の事業のスマホ教室の充実や、その場におけるマイチャレかがわの周知、啓発というのが必要と感じますが、執行部の御見解、今後のスマホ教室の運営について、ちょっと御意見をお聞かせいただけたらと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの3番目の質問にお答えいたします。

現在、マイチャレかがわと他事業を連携させた事業はありませんが、関係各課とマイチャレかがわを活用した事業の取組ができないか、今後、協議をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 通告の3番の質問になったんかなと思うんですけども、それは結構です。大丈夫です。

続けて、お答えいただきましたので、私の意見発表というような形になってしまうかなと思うんですけども、マイチャレかがわの推進により、町民の健康増進や社会参加、生きがいつくりなどに効果が発揮されるのではないかと考えております。

また、大きな目で目で見れば、国保や介護保険の保険料を抑える効果もあると考えます。

さらにですが、先ほども提示しましたタブレット資料2の②記録シート（まんのう町）を御覧ください。

ごほうび抽選の応募の欄がございます。めくっていただいて、ステップ4というところの下、あなたの努力がすてきな御褒美にとずっと書いてあるその下の特典4番のところです。米印で40歳から74歳の方は健診（特定健診等）を受診していることが抽せん条件になりますと書いておりますので、つまりマイチャレかがわを活用すれば、特定健診の受診率も上がるのではないかとということでもあります。我が町は特定健診の受診率が高いと言われておりますが、さらに受診率が伸びるのではないかと期待をしているところであります。

マイチャレかがわは健康増進だけでなく、やり方次第で様々な分野で生かせると思うし、思わぬ分野との連携で健康増進につながる可能性があるのではと考えております。マイチャレかがわの担当課である福祉保険課、また、我が町の健康分野を担う健康増進課だけでなく、いろいろな課や事業を横断して様々な機会でも周知され、事業推進されるべきであると考えます。

また、マイチャレかがわの参加対象は小学生以上の香川県民の方となっており、子供から高齢者まで家族全員で参加できる事業であります。例えば学校教育と連携した場合は、マイチャレかがわの自ら目標を立て、実践し、記録をするというスタイルは、先ほども申しましたが、よい効果をもたらすのではないのでしょうか。

また、参加に当たっては、GIGAスクール構想の下に、児童生徒に貸与されているタブレットを利用して、アプリ版での参加というのも考えられるのではないかと思います。

本事業の推進のために、他の事業と連携した運営を考えてはどうかということをお聞きする予定であって、先ほど、まだ今のところは連携しているものはないというお答えではありましたので、今後、検討をじっくりとやっていただけたらと思います。

次の再質問といいますか、タブレットの4番と6番をちょっと見ていただきたいんですけども、4番が坂出市の記録シートです。6番が観音寺市の記録シートになります。先ほど見ていただいた資料1のまんのう町版の記録シートと違う箇所があります。記録シートのチャレンジ4のところですか。調べましたところ、このチャレンジ4に関しては、各自治体独自に項目を設定することができるということです。資料4、坂出市、資料6、観音寺市では独自の項目を設定しています。チャレンジ4における我が町独自の項目設定を検討してはどうでしょうか。例えば満濃池周遊道の一周、ひまわりオイルを使った料理を食べる、まんのういきいき体操の実施などがあります。

また、善通寺市では健康づくりの一環で総本山善通寺の裏側、香色山にあるミニ88か所巡りを奨励し、1日1回歩いた後にスタンプを押し、1,000日以上達成した方を表彰しているそうです。こういったものを組み合わせたらいいのではないのでしょうか。

このミニ88か所ですが、我が町のシンボル満濃池にある神野寺をスタート地点とするミニ88か所がございます。満濃池周遊道は行程が長く、非常にきついコースですが、ミニ88か所なら多くの方に歩いていただけるのではないのでしょうか。

また、これを機に町主催の健康イベントを実施してはどうでしょうか。先日、6月1日に町内の企業が主催のイベントで、1,000人でラジオ体操をするという企画がございました。私も参加させていただきましたが、ラジオ体操もどこをどう伸ばすなど、体操の原理を考えながら本気でやるとかなりの運動量があります。そして、ラジオ体操は最近では椅子に腰かけてやるスタイルもあり、広い年代の方ができる運動であります。

また、丸亀市では昨年まで笹川スポーツ財団が主催するチャレンジデーというイベントに参加しておりました。このイベントは5月の最終水曜日に行われる住民総参加型のスポーツイベントで、住民の健康づくりや町の活性化を図るきっかけづくりとなるイベントで

す。実施に当たっては、人口規模がほぼ同じ自治体と参加率を競い、対戦に敗れた自治体は翌日から1週間、庁舎のメインホール、まんのう町にもございますね、国旗とかの掲揚台ですね、そこに相手の自治体の旗を掲揚するという面白いルールがあり、お互いの自治体が負けてなるものかと力が入り、住民にも一体感が生まれるとのこと。そして、自治体間の交流が生まれるとともに、我が町を全国にPRするチャンスでもあります。

そんなチャレンジデーですが、残念ながら昨年をもって終わってしまいました。しかし、これまでに参加してきたことで、丸亀市では市民の中に5月末にはみんなで運動するという習慣が根づいており、本年から市独自のチャレンジウィークというスポーツイベントを始めております。

健康とスポーツは切っても切れないものです。我が町のスポーツ分野を担うのは生涯学習課でしょうか。イベントとして考えるなら地域振興課でしょうか。いずれにしても、今後、こういったスポーツイベントを計画してはと御提案いたしますが、執行部のお考えをお聞かせください。通告外ですので、簡単な御所見で結構ですので、御答弁をお願いします。

**○大西樹議長** 地域振興課長、河野正法君。

**○河野地域振興課長** イベント関係ということで、今、お話がありました。町のイベント関係のほうは地域振興課のほうでいろいろなイベント関係を実施しております。3月末にはマラソン大会ということで、10Kマラソンという部分も実施はしております。イベント関係の中で、真鍋議員のおっしゃったような健康づくり関係と、健康増進課また福祉保険課のほうと連携してできるようなイベントがあるかどうかという部分は、また内容等を検討していきたいとは思っていますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 突然の質問にお答えいただきまして、今後、いろいろイベントとか、福祉保険課、健康増進課、その他と連携しながらやっていこうという、そういう決意は聞こえましたので、今後、実現に向かって動いていただけたらと思います。

それでは次に、マイチャレかがわでは一定の健康ポイントをためると、先ほども申しましたが、マイチャレカードがもらえて、カード提示によるサービス協力店での特典や賞品が当たる抽せんがあり、参加者への励みとなっています。また、県のごほうび抽選とは別に独自のごほうび抽選を行っている自治体もございます。そして、中にはマイチャレかがわと同時に、自治体独自の健康ポイント事業を実施した上でのごほうび抽選を行っている自治体もございます。それらの抽せんで当たる御褒美、景品は、地元の特産品や地元で使える商品券などです。

タブレットに関連資料を載せております。資料3の綾川町の記録シート、資料5番のさかいでチャレンジ55、資料8番、小豆島町の広報、資料9番でぜんつうじ特別賞というのを載せておりますので、また御参照いただけたらと思います。

この景品ですけれども、我が町に置き換えてみますと、ヒマワリ関連商品やまんのう町商

品券といったところでしょうか。また、エピアみかどや塩入温泉の入浴券というのものもあるかもしれません。

次に、資料7の当選のお知らせというのがございますので、ちょっと見ていただけたらと思います。これは私にマイチャレかがわを勧めてくれた方からいただけてきた資料なのですが、その方は、昨年度、ごほうび抽選に応募したところ、県から防災グッズが送られてまいりました。その際に一緒に送られてきたのがこの資料になります。ちょっとした防災グッズ、このぐらいの何かかばんのようなものにいろいろ防災グッズが入っておったと思うんですけども、そういったちょっとした防災グッズなのですが、とても喜んでおられました。

また、チャレンジかがわが始まった当初から参加されている方で、この方にも私はマイチャレを勧めていただいたんですけども、初回からやっているそうです。初回の際に応募しましたところ、空気清浄機、ネットでちょっと型番を見て調べたら、約3万円の品物でした。これが当たったそうです。そこからその方はマイチャレかがわのとりことなりました。現在、60代後半ですが、孫の世話やパートの仕事に元気に取り組んでおられます。

以上、幾つかの事例を挙げましたが、マイチャレかがわを推進する上でごほうび抽選は大きな効果があると考えます。また、地元の特産品の認知度向上や特産品の消費、商品券による地元商店の応援にもつながります。我が町においても独自のごほうび抽選や、独自の健康ポイント事業を実施することにより、町民のマイチャレかがわへの参加を促してはどうでしょうか、執行部の見解をお伺いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員の、県の「ごほうび抽選」のほか、独自の「ごほうび抽選」を行っては、住民の参加を促すために有効と考える、執行部の見解はという御質問にお答えいたします。

現在のところ、県の「ごほうび抽選」以外に町独自の特典はありませんが、マイチャレかがわの参加者数の増加、町民の健康づくり推進のために、近隣市町の動向を踏まえつつ、関係各課と協議してまいりたいと思います。

また、健康保険や介護保険の保険料を抑えるためには、県下を挙げて進めていかなければ効果が薄いと思いますので、県での会合等で県と各市町が連携を取りながら官民協働で進めていけるよう提案してまいりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 御答弁のとおりでありまして、やっぱり数が増加せんかったら御褒美つけてもしようがないので、県全体で、これは県の事業ですので、まんのう町で例えばこの四条の人だけ頑張ったとか、高篠の人だけが頑張ったとか、それではいかんで、まんのう町全体、それが中讃に広がって、さらに県全体に広がっていくということで、県、また各市町、また官民連携でこの事業を進めていかなければならない、そういったところで、また町長のほうも県のほうで声を上げていただけたらと思います。

先ほども申しましたが、マイチャレかがわでは、一定の健康ポイントをためると、マイチャレカードがもらえて、カード提示によるサービス協力店での特典が受けられるようになっております。サービス協力店に関しては、マイチャレかがわのホームページやこのようなガイドブック、これも役場のチラシを入れるところにございました。健康増進課さんからいただいてまいりました。このようなガイドブックで協力店がどこにあるかは確認することができます。

町内のサービス協力店を見ますと、恐らく該当するのは3店舗が登録されておりました。この協力店一覧の中で注目すべきことがありまして、それは綾川町の協力店において、綾川町商工会の事業と連携した特典を付与しているということです。このサービス協力店なんですけど、マイチャレかがわのホームページにおいて募集を行っています。近隣にサービス協力店があることも参加を促すきっかけになると思います。

そこで、我が町としてまんのう町商工会と連携し、協力店を募ってはどうか。再質問になります。執行部の見解をお伺いいたします。

**○大西樹議長** 地域振興課長、河野正法君。

**○河野地域振興課長** 真鍋議員さんがおっしゃるように、マイチャレかがわ、こちらのほう、健康ポイントをためると、ビギナーカード、プロカード、スターカードというような、マイチャレカードというものを申請する権利を得ます。こちらのほうを県のほうに申請することで、カードを発行していただくようになります。これを持って、協力店等で、幾らかの店舗でお金を使った後にこのカードを提示するというようなことをすると、いろいろな特典があるというようなことが協力店の内容で載っております。

お示しがありましたように、綾川町のほうは商工会のほう店舗さんのほうと協力して、商工会独自のポイントを発行しております。何ポイントかたまったら、綾川町の商工会の抽せんができるというような取組をしておるようでございます。

まんのう町のほうもまだ店舗数自体も、今もおっしゃったように、登録自体少ないという中で、こういう取組を綾川町ではしておるということを商工会のほうに周知はできるとは思いますので、協力については商工会と商工会に加盟しております店舗さんのほうで考えていただくようにはなるとは思いますので、御周知のほうだけしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** これは県の事業ですけども、先ほど来、申し上げていますように、やっぱりいろんな組織と連携していくことが大事であって、その結果、県民全体が、ひいては国民が健康であればもっといいわけなんで、私も知り合いのお店の方とかにはちょっと声かけさせていただこうかなと思っておりますので、また、町としても商工会を通じて連携を取っていただけたらと思います。

みんな楽しく健康にということで、本日、一般質問いたしました。誰もが健康で生きがいを持って地域の中で生きられる、そしていつまでも社会貢献ができる、そんな町に

するために、まずは町民一人一人が健康づくりを意識することが大事です。

そして、町としてできることは手法として二つあるかなと思います。まずは、先ほどもちょっと話が出てきましたけども、町独自に健康事業を立ち上げて運営していくパターン、それと、マイチャレかがわのように既存の事業をうまく利用していくパターンと、この二つあるかと思います。本日は後者のほうを中心に執行部の皆さんと御相談させていただいたというところです。

私はマイチャレかがわには健康増進を中心に様々な分野で大きな効果があると期待をしております。そうした期待を持ちつつ、まずは町民の皆さんへの周知、啓発、やっぱりこれが皆さんに知ってもらわないと、いい事業をつくっても、知ってもらわないとやっぱり効果が発揮できませんので、まずは周知、啓発ということで、町民の皆さんにまずはマイチャレかがわを知っていただいて、記録シートでもアプリでも結構ですので、参加してもらえたらと思います。

また、私の本日の一般質問、この後、議会だよりにも記事が載りますので、それも啓発の一助になればなと思っております。とにもかくにも、みんなで楽しく健康に、レッツマイチャレというところで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

**○竹林昌秀議員** 皆さん、おはようございます。大変光が眩しくて、議場の皆さんも農作業で日に焼けた方がたくさんおいでますね。私も近所5軒の未改良の三角やうなぎの寝床みたいな田んぼに景観用のヒマワリを植えてまして、あぜの端が崩れて、トラクターが1回転して、私はひらりと飛び降りたと。危うく命を落とすところだったんですけど、近所のパワーショベルで引き上げてもらいました。

それから、ヒノキの山にタケノコが入っておりまして、タケノコの若いやつを大鎌でなぎ倒して、鉄の棒で節を抜いて、そして5倍ぐらいの除草剤を流し込んで、勢いのある地下茎を退治すると。これを3年やってきたら、最初は120本ぐらいやらないかなんだんが、今年は30本ぐらいになりましたね。やっぱりあの勢いのいい地下茎を止めたら、あと古い硬いやつはそのうちに枯れていく、そないに思いよるんですけど、そんなことをして私も日に焼けております。

さて、私の質問は3問です。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、第1問、町長の振興感を問う。地域振興の事務事業としての意義、意味はどんなものなんだろうかと、地域振興とは何だろうかなと、これを問います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、町長の地域振興観を問う。地域振興の事務事業としての意義は何かの御質問にお答えいたします。

地域振興とは、地域社会の経済、社会、文化の発展や向上を促進することを目指すもの

でございます。地域経済の活性化、地域の魅力や資源の活用、地域住民の生活や福祉の向上、地域コミュニティの発展などを通じて実現させるために、国、県、町、企業、地域住民などが協力して行われる総合的な取組のことを言います。

地域振興の事務事業には幾つかの意義があります。まず第一に、地域振興事業は地域経済の活性化を促進し、雇用の創出や地域産業の発展を支援します。これにより地域全体の経済的な繁栄をもたらします。

また、地域振興事業は地域の魅力や文化を維持・発展させることで、観光や地域資源の活用を促進します。これにより地域の持続的な発展と観光産業の発展を支援します。

さらに、地域振興事業は地域住民の生活や福祉を向上させるための施策を実施し、地域社会の連帯感や活力を高める役割も担い、これにより地域の社会的な発展や住民の生活の質の向上を支援いたします。どうぞよろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 本町の地域振興課が担うものといってしまうと分かりやすいんですけども、地域振興課以外に担うところもありますよね。非常に広範な総合計画みたいな内容になりますよね。経済循環、観光・交流人口、文化の振興、生活の向上とか、あらゆることということになります。

目的をどう掲げるのか、事業趣旨と実現を目指すものは何なのか、地域振興課が所管するもの以外に何があるのか、再質問の1、2をお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 地域振興の目的を掲げる際には、まず、地域の課題やニーズを理解し、その解決や改善に向けて具体的な目標を設定します。これらの目標は地域の経済的、社会的、文化的な側面を網羅し、地域全体の発展や持続可能性を追求するものでございます。

事業趣旨といたしましては、地域の特性や強みを生かしつつ、課題解決や発展に向けて戦略的なアプローチを提供します。これには地域の産業振興、観光資源の活用、地域社会の活性化、環境保全の要素が含まれます。

実現を目指すものは地域全体の発展や持続可能な成長です。これには地域経済の活性化、雇用の増加、地域資源の持続的な利用、地域住民の生活水準の向上、地域社会の結束強化などが含まれます。地域振興の事業はこれらの目標を達成するための具体的な施策を展開し、地域の発展を促進してまいりますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問ですが、地域振興のためには、地域振興課以外にも地域の企業団体、商工会、観光関係団体、地域団体や地域組織、地域住民など、様々な関係機関や組織が関わり、地域振興活動の重要性や理解を深め、イベントへの参加、地域資源の活用などを通じて地域振興を推進することが重要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 町役場が一生懸命やるだけじゃないんだということですね。公益的団体や地域の諸活動、その結集なんだということですね。やっぱり円満で協力し合える町

民性になるということが非常に大事なことのような答弁ですね。全くそのとおりであって、役場が仕組みをつくったりお金配ったりしてでも、意欲ある人たちが力を合わせないとどうにもならないということですね。これが地域づくりの根幹だというふうな町長の御答弁で、誠に当を得たものとお礼申し上げます。

続きまして、こういう施策を政府はどないに援助しよるんやろか。政府の施策、その根拠法令はどんなのがあるのかなど。それから加えて、条件不利地域振興の処方が、これはまさに地域振興を掲げた法律でありまして、本町と関わるどころの条件不利地域振興法、どんなものがあるのか、それを本町はどのように使っておるのか、それをお伺いします。再質問の3番、4番です。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 平成26年に地方創世や地域経済の活性化を図るためにまち・ひと・しごと創生法が制定されました。具体的には地域の魅力や資源を活用し、地域経済の振興や雇用の創出、地域の活性化を促進するためにの施策を展開することを目的としています。

まんのう町においても、この法律を基に平成27年度にまんのう町まち・ひと・しごと総合戦略が策定され、住民と行政が力を合わせながら、1番「心豊かな人材を育て、すべての人が輝くまんのう」、子育て支援や教育の充実による「ひと」の創生、2番「子どもから高齢者までだれもが安心できるまんのう」、住宅取得補助や移住・定住促進策、健康で暮らせるまちづくりの推進などによる「まち」の創生、3番「地域資源を生かして産業が輝くまんのう」、ものづくりセンターを拠点とした6次産業化の観光の底上げなどによる「しごと」の創生に努めております。

そして、条件不利地域は、経済的、地理的、また、社会的な要因によって、他の地域と比較して経済的な困難や社会的な課題を抱えている地域のことを指します。まんのう町が条件不利地域に関する法令で最も活用しておりますのが過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法で、過疎地域とされた市町村が発行可能な過疎債でございます。令和4年度末時点での発行残高は30億268万7,000円となっており、元利償還金の70%が交付税措置を受けられます。

また、規模は小さいですが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆる辺地法による借入れも行っており、令和4年度末時点での発行残高は2,156万円となっており、元利償還金の80%が交付税措置を受けられます。

人口減少や限られた医療サービス、不十分なインフラ整備、地理的な隔離などの課題を解決するために、地域の持続可能な発展を目指すために地域の課題を見直し、どのような施策が必要か検証し、実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** かつては過疎法や離島、半島、寒冷地とか、それから土壌の悪いところ、山村振興、辺地財特法とか、そんなんで各省庁分かれてやっと思ったんですが、最近、

首相官邸が身を乗り出してきて、内閣官房でやっておるというのが、これが一仕事、その本部ですね。総理直轄でやるという体制ですね。首相官邸の道路向かいの内閣府の建物の中にありますね。

私、ちょっと5月24日、そこへ行って、お昼食べて、また夕方、夜、ちょっといろいろお話ししてきたんですけど、まち・ひと・しごと本部は今どうなっとるかいうたら、このデジタル田園都市構想推進本部になっとるんですよ。

デジタルという概念で地域振興を全て統合しようというのが今の総理大臣の戦略、作戦ですね。そこのメンバーは国の役人は半分しかおらんのです。都道府県、市町村からかき集めとる。現場を知っとる人をかき集めて、それから企業から、コンサルタントから、半分はそういう人たちですね。8,000円、国がその人の給料を出すんですよ。足らずは出しとる市町村が持ち出しなんですけど、政府と直轄になるからよく出すんですね。町長、うちも出さんのな。首相官邸直轄へ行ってきた職員は、勇敢に物事を怖がらずに省庁の中へ出入りしますよね。

そこの統括本部の事務局長というのは国交省から来たり、総務省から来たり、厚労省から来たり、入替えして、省庁との連動を図る人事配置ですね。省庁はまた首相官邸が人を出せ言われるんかいうてみんなぶつぶつ言いよりますけど、やっぱりそこへ行った人は順調にいく人が多いみたいですね。順調にいく人と仲よくなれたらいいんですね。

それで、過疎法、辺地財特法、山村振興法は今もう空文で、ほとんど山村振興の補助金とかありませんね。

過疎債のお話をいただきましたが、過疎地域持続的発展支援交付金というのがありますから、総務省も過疎対策で交付金を用意してくれとるわけですね。これを皆さん忘れてたくない。多分、何でもつける。作文の仕方だと思いますね。

もう一つ、忘れてはならんのは、過疎地域に進出した事業の償却の特例措置、固定資産税、設備投資のお金をまけてやるぞという仕組みがあります。税金をまけてやったら収入がなくなりますから、それを補填する仕組みがあるわけですね。過疎地域自立振興法が推奨しとるのが製造業、メーカーですね、何でもありですね。それから旅館業、それから情報サービスとありますから、何かといたら、受注センターとかクレームセンター受付というのは東京になかっても構わんというわけですね。そんなふうなものを対象設備の機械と普通償却限度額の32%、建物と普通償却資産の48%、工業導入するのに、この過疎法を有効に使ったらええんじやということでもあります。町長、過疎法使わんのな、御答弁願います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 先ほどの再質問でも説明いたしました、過疎法における過疎債がございます。過疎債は過疎法に基づき自治体が過疎計画を立て、議会の承認を得た上で発行されます。過疎債は事業費への充当率が100%で、理論上、元利償還金の70%が交付税措置を受けられます。過疎債は過疎地域の持続可能な発展を支える重要な財政ツールであ

り、地域の振興と住民の生活の質の向上に寄与しております。

産業振興という面では、過疎法による税制優遇措置があります。所得税、法人税における事業用設備等に係る割増償却や、地方税においては、課税免除措置を行った場合の減収補填措置がございます。

また、これも先ほど答弁させていただきました辺地法がございますが、辺地法に基づいて借入れが可能な辺地債では、事業費への充当率が100%で、理論上、元利償還金の80%が交付税措置されます。

その他、条件不利地域振興のための法律では、中山間地域等直接支払法、山村振興法、特定農山村法、棚田地域振興法などがございます。条件不利地域振興に直接関係はございませんが、自治体の財政均衡を図る上で最も重要かつ我が町の財政運営上欠くことができないのが地方交付税法における地方交付税となります。令和5年度の交付額は42億3,771万4,000円となっており、令和5年度歳入予算現額の34.1%と、歳入の大部分を占めております。

また、令和6年度の地方財政計画における交付税総額は前年比1.6パーセントの増となっておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 申し訳ございません。一般質問の途中でございますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で50分までよろしく願いいたします。

**休憩 午前10時36分**

**再開 午前10時50分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** トイレへ行くだけではなくて、ちょっとカフェインを補給したりして、ちょっと元気が出るものを注入しました。

町長、首相官邸だけじゃなくて、総務省に地域力創造グループというところがありまして、ここは自立支援課と地域振興課、二つの課があって、局長クラスの地域力創造審議官がおいでと。そこに4室、過疎対策室とか、指定管理者の運用をしているところとか、そんなのがついている大きな組織があります。

首相官邸のデジタル田園都市構想の施策を研究するのがまず一番、それから地域力創造グループ、ここは何やっとなるかいうたら、地域づくり応援隊、集落支援員の派遣とか、それでいいものがあるんですよ。これ、私、見つけたんやけど、地域プロジェクトマネジャー、外部人材、これを派遣しますというんですね、専門性を持った人間。地方に専門性がないときに、お金を出してやるから、1人650万円出してやるから、1市町村当たり2人、1人当たり3年、人を派遣してくれるというんですよ。町長、ちょっとうちの専門性を持った人材がおらん、これはどうぞせないかんと悩んどるところないですか。

それから、地方公共団体にはデジタル人材の確保育成の推進といって、DX推進リーダー

一も出してくれるというんですよ。総務省は金を出してやって、インフラ整備したら、地域振興が成り立つのではないと気がついてるわけ。人だと。担い手だと。頭数だけでない、人の質、専門性が東京にはいろんなことができる人、何でもおりますが、地方にはアンバランスありますよね。そこを派遣するという仕組みです。地域プロジェクトマネジャー、これをぜひとも、650万円も出してくれたら、いい人を雇える。やっぱりある程度金を出さな、経営力のある人、マネジメントできる人、管理能力のある人は見つかりませんね。戦略的意思決定ができ、人を動かせる人、町長、いかがですか、この仕組み、使ってみませんか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんから貴重な提言をいただきましたので、内容をよく精査して検討してまいりたいと思います。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 振興公社のでこ入れに、広範囲に日本全国レベルから探してきたらいい。ひとつお願いします。

そして、財政特例措置のところまでお答えいただきましたので、人口減少対策にこれらの処方をいかに活用するのか。過疎自立促進法なんていうのは、まず緊急措置法として人が減ってくることの対策から出発してますから、人口対策にどう使えるんかと、これを求めます。答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 地域人口の減少の要因は複雑ですが、一般的には出生率の低下により新しい世代の人口が増えず、人口が減少したり、若者が地域を離れて都市部や他の地域に移住するので、地域人口の減少を招いております。経済的な不況により、地域経済の停滞や産業の衰退が起こり、地域の雇用機会の減少や魅力を減退させてしまうことにより、人口流失が促進することも要因だと思われまます。また、高齢化が進むことで、労働力や生産性が低下することも要因の一つだと思われまます。これにより、教育や医療の不足、生活環境の悪化、コミュニティーの衰退など、地域の魅力を低下させてしまうような状況が起こり得ることが予想されまます。

このような状況に歯止めをかけるために、将来にわたり活力ある地域社会の実現のために、まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略は策定されており、基本目標を実施していくことで心豊かな人材を育て、子供から高齢者まで誰もが安心でき、産業の輝くまちづくりを推進することとしていまますので、御理解賜りまますようお願いいたしまます。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** まち・ひと・しごと戦略、それをちょっと首相官邸が看板を下ろして、デジタル田園都市国家構想戦略とレッテル替えしてまますね。デジタル使っていかなかと。デジタルというのは道具であって、デジタルを使ったらうまいこといくという問題でなくて、これが問題や、これを何とかせないかんという課題意識が大事ですよね。

とにかく人の頭数なんで、人口減少があと15年で1万2,000人ぐらいになったら、地方交付税は七、八割方人口と連動しますから、42億円ある地方交付税が減るぞという覚悟を固めないかんわけですね。

幸いにして、合併以来、うちは積極的に公共投資をやって、公共施設の再配備を進めてきまして、その元利償還金の補填で地方交付税は増えてますし、景気対策や何かで、政府与党は市町村を疲弊させたら選挙に負けますから、徹底して我々のようなところは地方交付税で面倒を見てくれてると思いますね。自主財源でやれたら一番いいんですけど、地方交付税は丸ごと税収の足らずを納めとるんでなくて、数%低めに出来ますから、やっぱり税収を上げる努力をせないかんですね。

今回の町政報告を見たら、うちの町は償却資産がすいすい上りよると。私が町役場へ入ったときは、住民税のほうが固定資産税より高かったのに、固定資産税が高い町にひっくり返って合併したと。その中で何が伸びよるかいうたら、住宅が建ったらいいんですけど、住宅よりも工業用の施設、鉄骨の太さとかなんとかで大きなものを建ててくれたら、非木造が建ってくれたら固定資産税が上がりますね。そして、高度の償却資産、設備投資をしてくれたら税収が上がるわけですね。うちの町が七千数百人よそへ仕事に行って、四千数百人仕事に来よんで、やったなど。農村工業導入でやったところが、高松からやって200人ぐらい人が来て、丸亀からもうちの町へ仕事に来てくれる。交流人口なんやいうて、産直市や温泉や国営公園いいよるけど、交流人口の獲得にうちの企業誘致が物すごく寄与とるということですね。毎日来よんやから、うちで買物しますよね。ここだ。自主財源を調達する方法を考えませんか。幸いには工業導入すれば減価償却特例、これで誘致に、それを最大の餌にして、その減収分は税収補填がある。ここを皆さん全体が理解していただきたいですね。これを産業振興に使うとすればどうなる。交流人口や関係人口の獲得に使う手法を問います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 産業振興と地域振興は密接に関係しております。産業振興が行われると地域経済が活性化し、雇用機会が増加し、地域の経済活動が促進されます。これにより地域の所得水準が向上し、住民の生活水準が向上する可能性があります。

また、産業振興が進むと、地域のインフラやサービスが整備されることがあります。交通網や教育施設、医療機関などの整備が行われることで、住みやすい環境が整備されます。

逆に、地域振興が行われると、地域の魅力が高まり、産業が集積しやすくなります。地域の観光資源や文化資産の活用、地域固有のサービスが行われることで、地域の経済化成果や産業振興が促進されます。つまり産業振興と地域振興は相互に補完し合い、地域全体の持続的な発展に寄与するものと考えます。

令和4年にはまんのう町企業誘致条例を制定し、本町における企業立地を推進するために必要な優遇制度を講じることにより企業誘致促進を図り、もって、産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的としており、令和6年4月よりさらにこの制度を多くの

企業に活用していただきたいと考え、雇用促進奨励金に関する部分を一部改正いたしました。今後の産業振興の活性化に期待してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、交流人口や関係人口を獲得するための手法は多岐にわたります。交流人口の獲得として、地域イベントを開催することにより地域の魅力を発信し、来訪者の関心を引いたり、豊かな自然や地域観光資源を活用して観光客を呼び込んだり、体験型の観光プログラムを実施することで交流人口の獲得に努めます。

関係人口の獲得につきましては、地域と他地域の交流プログラムの実施、学生交流や文化交流プログラムなど、異なる地域との交流を促進する取組を行うことで、地域の魅力や特性を直接体験する機会を提供することで関係人口の獲得に努めます。

また、企業誘致事業等を推進していくことで地域活動が活性化し、地域に関わる人々が増えていくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** そういうことだろうと思うんですけど、いろんなことが関わりますから、これやったら結果が出るというもんでもないですね。複合的に町役場全体が取り組まないかんということでもあります。

文化財保護法が文化資源活用計画を立てろというふうなことになるって、地域振興に文化財を使うんだという視点で、満濃池が立派な計画をつくっていただきましたね。ユネスコ世界遺産登録やから、次は綾子踊かなど。やっぱり世界中に通用するわけですから、綾子踊で経済循環をとるわけにはいきませんが、町民の誇り、愛郷心を養うとか、教育的効果は計り知れないんじゃないかなど、そんなに思うわけであります。

やっぱり既にある既存の施設をどう活性化するか、町長、経営者じゃ。腕利きの辣腕の戦略眼を持って、市場開拓できて、生産誘発でき、そういう人を雇わないかん、よそから。

産直市なんかは、地元の農家を走り回らないかんので、やっぱり農協におった人とか、農業改良普及センターとかで農家を回るとるような人をつけてやらなんだらいかんでしょうね。

生産誘発と流通開拓と両方ができる人というのはめったにおらんから、やっぱり2人か3人しっかりした人がおらなんだらいかん、そんなふうなことを思いますね。

眼前はそうでありまして、財田や滝宮は施設を更新しとるのに、私、この間、晩10時頃、テニスから帰りよったら、11台、産直市のところに止まっとるんです。五、六台はいつも止まっとるんですけど、朝、通っても、いつもとにかく猪ノ鼻道を抜けて、32号は大にぎわいで、私は日曜日、草刈り機を担いで向こう側へ渡れん。そんな状態ですから、これを経済循環に結ぶ手だてというのは工夫したいですね。

地域振興というのはその市町村次第なんで、これが地域のためにどれだけなっとるんか、住民の福利厚生にどれだけ寄与しとるんか、公益性、公共性を診断せないかんのですね。こ

れを町長どうしますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、これらの施策の公益性と公共性をいかに評価するのかの御質問にお答えいたします。

公益性は社会全体の利益や福祉を向上させることを目的とし、個人や特定の集団の利益ではなく、広く社会全体に利益をもたらすことを期待する活動や施策が公益性を持つものと考え、例えば教育、医療、環境保護などが公益性のある活動とされます。

これに対して、公共性はある活動や資源が社会全体に共有され、誰もが平等に利用できる性質のものであり、公共性の高いものは私的な所有や利益追求ではなく、社会全体の利益や福祉を優先することが重視されます。例えば公共交通機関や道路、公園などが公共性のあるものとされます。これらの概念はしばしば関連づけられ、公益性の高い活動や施策は一般的に公共性の高いものとされます。つまり社会全体に利益をもたらす、誰もが利用できるようになっているという点で、両方の概念は密接に結びついています。

地域振興に係るこれらの施策はまんのう町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げられており、毎年、そのKPIによる効果測定も行われています。

本年度は総合戦略の見直しの年でもあり、今までの取組を再度検証し、新たな施策等も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 デジタル田園都市構想の本部は、国の役人は半分しかおらん。日本中から人をかき集めてやりよる。やっぱり専門性のある人を集めて、現場を知っとる人で組み合わせんと、機関は、制度運用や資金調達や組織運用は政府の役人が動かしとると思いますけれども、そういう編制をいかに組むかですね。人とお金の分配、これが町長の役目だろうと思います。

以上で、1本目を終えたいと思います。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続きまして、2問目の質問を許可します。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町の事務事業の法的特性に応じた運用を求める。町長は法定受託事務をどう仕分しているのか、何がこれに該当するのか、そして再質問の1、自治事務とは何か、地域の事務とも言われるが、本町の事例による説明を求める。以上です。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

事務事業には様々な法的特性があると認識しております。一般的には事務事業を行う企業、地方公共団体、個人は地域の法律や規制に従う必要があります。その前提の上で申しますと、法定受託事務とは国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律またはこれに基づく政令に特に定

めるものとされており、主な例としては国政選挙、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護などが挙げられます。

また、地域社会との調和の観点から、自治体では地域社会の福祉や環境保護を重視するため、事務事業が地域社会と調和した活動を行うことが求められております。地域住民の関心やニーズに応える取組が重視されます。

これらの法的特性は事務事業が地域社会と調和した形で運営されることを促進し、地域経済の発展や社会の安定に貢献すると認識しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、自治事務とは地方自治体が行う行政活動のことを指すと考えており、具体的には、地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたものと定義されております。法定受託事務とは、先ほど申し上げましたとおり、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律またはこれに基づく政令に特に定めるものとされており、主な例としては国政選挙、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護などが挙げられます。

一方、自治事務の主な例としては介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・生涯福祉サービスなどが法律・政令により事務処理が義務づけられるものであり、乳幼児医療費補助など各種助成金、公共施設（町民文化ホールなど）の管理につきましては、法律、政令に基づかず、任意で行うものと定義されております。

地方自治体は国の中央政府から一定の権限を与えられ、地域の住民の利益や福祉を守り、地域社会の発展に貢献するために様々な行政活動を行います。自治事務には地方自治体が自治体の条例や規則を定め、地域の公共サービスや施設の管理・運営、税金の徴収、地域振興のための施策立案・実施などが含まれます。自治事務は地域の特性やニーズに合わせて柔軟に運営されることが特徴であるとされておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 地方分権の論議があったときに、この論議は熱心に行政関係者はやりましたね。最近は忘れてるんですけども、私、何でこれ聞いたかといったら、9月に決算審査をやりますよね。そのときに法定受託事務と自治事務とはやっぱり考え方を分けて整理せないかんだらうと思います。9月の決算審査の予習のつもりですね。

自治事務の中の極端なのは、先ほど町長から答弁いただきました産業振興でしょうね。国がやれいというわけじゃない。やるんやったらこういうようなメニューを用意しますよ、お金を用意しますよと段取りしてくれて、やる、やらんは市町村に任せられとる。

我々が事務事業評価とか決算審査とか、熱心にすべきは、地域振興みたいなところは町の独自の事業ですよ。人口減少したら地方交付税が減ると、もう一つ、職員の定員管理に影響を与える。私は職員の数を減らすのは大反対で、住民のサービスをするのは職員だから、職員を減らしたら住民が損するぞと言いたいわけですけども、程度、加減の間

題はありますね。そうしたときに事務事業評価をやる上で、これは国がせえ言われとるからしようがなしにしよる分や、しようがなしではない、大事なことをしよるんですけど、それからこれは町の独自判断でやっとなるやつやというのは整理して、あんまり概念で厳密にこれを分けて考えて理屈を言ってもしようがないと思いますけど、その審査する眼力、それから説得する根拠というのはやっぱり産業振興とか自治事務のは、皆さん、しっかり持っとかないかんでしょうね。法律が決めてくれてある部分はいかに上手にするかだけです。それで聞いているわけです。

この二類型の差異の本質は何か、運用上の手法の違いはあるのか、これをちょっと伺います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 地方自治体と自治事務には次のような二類型の差異があると認識しております。

一つ目に、法的地位と組織形態の差異であります。地方自治体は法的に独立した地方行政組織であり、地方の公共事務を行うために法的な枠組みを持っています。例えば市町村や都道府県が地方自治体に該当します。

一方、自治事務は地方自治体が行う具体的な行政活動や業務のことを指し、地方自治体の権限の範囲内で行われます。自治事務は地方自治体が行う活動の具体的な内容を示すものでございます。

二つ目に、その範囲と内容の差異であります。地方自治体は幅広い領域にわたる自治事務を行います。具体的には公共施設の管理、地域開発計画の策定、交通・道路整備、福祉サービスの提供などが含まれます。

一方、自治事務は地方自治体が行う具体的な事業や業務を指します。つまり、地域のニーズや要求に基づいて行われる地方自治体の具体的な活動や施策が自治事務として行われます。

要するに地方自治体は法的な組織であり、その中で様々な自治事務が行われます。自治事務は地方自治体が行う具体的な行政活動や業務の内容を指し、地域の発展や福祉に貢献するために実施されると認識しておりますので、よろしくお願いたします。

また、地方自治体と自治事務の運用上の手法の違いは、地方自治体の管理と組織化における方法論と具体的な事務の遂行における実務的アプローチに関連していると考えます。

まず、地方自治体の管理と組織化につきましては、地方自治体は行政機関としての性格を持ち、一定の法的枠組みの下で運営されます。そのため、法的手続や政策決定プロセス、財務管理など、行政組織としての運用手法やプロセスが重要です。自治体は議会や首長を通じて政策を決定し、役所や各部署を通じてその実行を行います。

次に、自治事務の実務的アプローチについて、自治事務は具体的な業務やサービス提供に焦点を当てています。そのため、プロジェクト管理、予算編成、地域のニーズ調査、町民とのコミュニケーションなど、実務的な手法が重視されます。地域の特性や課題に応じ

て柔軟で効果的な解決策を見つけることが求められます。

このように運用上の手法の違いは地方自治体が行政組織としての機能と責任を果たす一方で、その実務的な目標や地域のニーズに対応するための具体的な手法を確立する点にあります。自治体はこれらの手法を統合して効果的な地域の発展や住民の福祉に貢献することが求められていると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 自治事務といえども、地域振興、オリジナルの施策といえども、やっぱり行政としての手続は法定のもの同様の手続とか意思決定の民主的プロセスとかが必要なんですよね。やってもやらなくてもいいけど、やるからにはスタイルを整えないかんぞと、こうなっとるわけですよね。

介護保険なんていうのはやってない市町村はいない。介護保険料の運用主体は市町村ですわね。

それから、義務教育というのは国が決めると。しかし、設置、小中学校は町がやっていると。これ、自治事務か法定受託事務か、厳密に論議する必要はありませんけど、程度もというのはやっぱり意識してやるべきでしょうね。

そこで、ちょっと問います。自治事務を例規制定しているのと、予算措置だけで執行しているのがあるが、それはどうしてか。差異の基準はあるのか。要綱、規則、例規をどう使い分けているのか、これをお伺いします。

本町は要綱でいっぱいやってますね。もうちょっと条例制定権を上手に使ったらどうかなど、そんなに思うわけですが、いかがでしょう。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

まず、自治事務の中で法律・政令により事務処理が義務づけられるものとしては、先ほども申し上げましたが、介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービスなどがあります。

一方、自治事務の中で、法律・政令に基づかず、任意で行うものとしては、各種助成金の交付、公共施設の管理などが挙げられます。差異の基準は、その事務処理やサービスが条例や規則で定められているか、定められず要綱や規程で運用して予算執行をしているのかによるものであります。この要綱や規程で運用している例えば各種助成金は、条例、規則で制定しているわけではなく、予算措置だけで執行しております。そのほかにも、公共施設の管理費についても、条例、規則で制定しておらず、予算措置だけで執行しております。

今後、要綱や規程で運用する新しい事業につきましては、その事業内容等を吟味しながら、適切なタイミングで例規化し、議会に上程してまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

そして、まず、条例、規則、要綱の違いについてですが、条例は地方公共団体がその事

務について議会の議決によって制定する法規であり、規則は地方公共団体の長等がその権限に属する事務について制定する法規を言います。

一方、要綱は行政機関内部における内規であって、法規としての性質を持たないものとされておりま

さらに、要綱・要領とは行政機関内部における規律であって、行政指導を行うための一般的な基準や職員の業務執行上必要な細目的事項等、国民の権利義務に関する定めとしての性質を有しないものの名称として用いられます。

要綱と要領はいずれも職員が事務処理を進めていく上での指針・基準を定める行政機関の内部規律であり、実質的な差異はないとされています。

しかし、一般的な言葉の意味として、要綱は基本をなす大切な事柄をまとめたものを言うことから、指針・基準を大綱的に定める場合には要綱を、細目的に定める場合には要領を用いるのが通例となっております。

このような中で、要綱は自治体組織内部の決まり事を規定したものであります。そのため、原則として要綱そのものには住民を拘束する効力はありません。事務を執行する上での基準ですから、職員の仕事に関わる要綱は最も身近なルールとも言えます。そのため、職員は要綱の種類や特徴をしっかりと理解し、適正な行政事務を行うことが大切だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 条例で決めるべきは権利義務ですよ。町は住民に対してこういう権限を行使できる、あるいは町は住民に対してこのような給付を行う責務を担う、あるいは支給することができるというあれですよ。権限と責任の体系であって、住民はこれは町に対して求めることができるということですよ。合意形成さえすれば、これ、給付することができるということでもあります。

独自施策というのは大体給付施策が多いですよ。やってあげる、お金を出してあげる、支援するという仕組みですよ。これを本町はほとんど要綱で独自施策をやっていて、この事業の趣旨、目的、住民と町との関係、権利義務、権限と責務というやつですよ。住民に守ってもらわないかんこともあります。それは条例で決めるべきで、中古の農機具を買ったら、半分を町が助成してやるわというときの半分とか、採択要件とか、その運用の実務は要綱とか取扱要綱で決めて、毎年、見直したらいいんじゃないかなと思います。

賦課し、徴収すること、住民に義務を課し、頂くものというのは必ず条例根拠がないといかんと言われておりますよね。典型は地方税でありまして、分担金とかそんなのなんかもまた何か要るといことでしょうかね。

政府はお金を出すのに法令根拠がないのは一切ありません。ちょっと予算措置だけで、要綱だけで一、二年やってみて、うまいこといくわと思ったら、条例にするとか、弾力的にやったらいいんじゃないかなということをおし上げておきます。

本町の特徴の発揮はこの自治事務次第じゃないんでしょうかね。そのためには的確な事

務事業評価の手法を確立せないかんとするんですが、町長、いかがでしょうか。やみくもにやっているといいわけじゃない。職員には限度がありますね、お金と職員の頭数には。6番、7番の答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの御指摘のとおり、法定受託事務ではなく、自治事務こそがまんのう町の特徴である、ひまわり、そば関連事業やユネスコ無形文化遺産に登録された綾子踊などを次世代に着実に継承されるとともに、地域の活力向上につながるものと考えております。

それには執行部で様々なまんのう町の発展と特色の発揮に係る事業などに対しての要綱などを発案し、それを議会に説明し、コンセンサスを得て、議案として上程、例規化する中で、さらに地域の特色が生かされることになると考えております。

今後とも、この自治事務の特性を十分に発揮し、住みよい、住み続けたい魅力のある町になるよう努力してまいりたいと考えております。

行政評価は自治体を取り巻く環境の変化に対応しながら地方自治体が地方分権を進展し、住民の皆さんのニーズに応えるために自らを評価することであると理解しております。町民の皆さんを顧客と捉え、顧客満足度の向上とコストに見合った成果をどれだけ上げることができたかを重視し、最小のコストで最大の成果を出すことが究極の理想であると考えています。これを実現すべく、総合計画の項目が事務事業や予算に連動する仕組みをつくってまいりました。これは事業の新設や廃止、拡大や縮小などの進捗そのものが予算面に連動するといった仕組みであったと記憶しております。

現在、事務事業評価は休止しております。理由といたしましては、評価提案がそれぞれの担当者の主導によるものであったことと、直接的な関係諸団体からの圧力を畏怖することもあり、直接的に事務事業の評価として成果は出ませんでした。例えば町の施策として具体的に縮小すべき事業であるといった方針があり、それを担当者が提案で補完するといった仕組みにしておればうまく機能したのではないかとこの点が反省点であります。

そういったことで、今後、的確な事務事業評価ができるかどうか調査研究し、どのような形で行政評価をすれば、住民満足度の向上とコストに見合った成果をどれだけ上げることができたかを重視し、最小のコストで最大の成果を出すことにつながるのかを検証してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 事務事業評価を殊さら改めてやる必要ないですね。行政評価はやったけど、表面的で統率が取れておるか、平等であったかと、抽象的な判断基準で一つも改善の手だてになりませんでしたね。私は決算審査だと思う。決算審査を事務事業の費用対効果を見る考え方を盛り込んで、じわじわと改定していったら。統一的な基準にしたら抽象的になって、全然役に立たん。事務事業の性格が違うんやから、評価の仕方は施策ごと

に違わないと駄目で、形を整えたっていかんと思います。これは長い論議が要りますから、棚上げして、2番目を終えて、次、3番目に参りたいと思います。

**○大西樹議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 次年度は合併20周年である。これを迎える意義は町長はどう捉えているのか。そして、再質問の1で、合併以後の経過を掌握して、その成果を検証すべきではないのか、いかがでしょうか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 合併から20年が経過したことを振り返り、その間の成長や変化を再評価することが重要です。町の発展や住民の生活の質の向上など、具体的な成果を振り返り、合併がもたらした影響を確認いたします。

合併によって一体化した地域が20年を経てどの程度一体感を持っているかを見直す機会となります。住民同士の絆や地域社会の結束が強まったかどうかを考察し、さらに一体感を強化するための施策を検討する場とすることができると思います。

過去20年の成果を踏まえ、これからの20年に向けた新たなビジョンを描く契機と考えています。持続可能な発展や、よりよい生活環境の実現に向けて、将来の目標や計画を策定する場としての意義があると思われます。

地域の歴史や成り立ちを再認識することで、地域への愛着や誇りを持つきっかけとなり、住民の協力を得やすくなると思います。

合併後の20年間で浮かび上がった課題や問題点を再確認し、改善策を検討する場としての意義もあります。過去の経験を基に、より効果的な地域運営を目指したいと思います。

これまでの20年間で培われた地域資源や文化、伝統を再評価し、それらを活用した地域振興策を考える契機と考えています。観光資源や地元産業の活性化につながるアイデアを出し合う場として重要であります。

合併20周年は地域の成長と変化を総括し、未来への展望を描く大切な節目となります。私といたしましては、この意義を深く認識し、住民とともにさらなる発展を目指し、取り組む姿勢でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、合併以後の経過を掌握して、その成果を検証すべきではないかの質問にお答えいたします。

町の合併は地域社会においても重要な出来事と思われます。合併後の経過を掌握して、その成果を検証することは、地域の発展や住民の福祉に直接関わるため、非常に重要だと思われます。

町の行政サービスが効率化され、品質が向上することが期待されております。人員や資源の効率的な配置、業務プロセスの統合によって、住民へのサービス提供が改善される可能性があります。これらの改善点を把握し、検証することで、合併の成果を正確に把握で

きると思われます。

町の財政が健全化し、地域経済の発展が促進されることが期待されます。経済効果や財政改善の具体的な数値や指標を分析することで、合併の経済的な効果を検証できると思われれます。

合併によって複数の町が一つになることで、地域コミュニティの統合が進み、住民の連帯感が高まることが期待されます。合併後の経過を掌握し、地域コミュニティの健全性や統合度を検証することが重要と思われれます。

住民の満足度や参加度が合併後にどのように変化したかを把握することは重要です。住民の意見やニーズを反映させることが地方自治体の運営において重要な要素となります。そのため、住民の声を含めた検証が必要と思われれます。

合併後の経験から学び、将来の町の統合や自治体運営に役立つ教訓を得ることが重要です。成功要因や課題を把握し、地域の発展に向けた戦略やプロセスを改善していくことが求められると思われれます。

合併以後の経過を掌握し、その成果を検証することは、地域社会の発展と住民の福祉に直結する重要なステップだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 町長、いい町ができたと思はる。外部の人の住みたい町で我が町がトップにランキング、これは名誉なことであって、もっと大々的に住民に知ってもらっていいですね。何よりも地域間対立を我々は怖がって、この議場に集結したり、各組織の統合を目指しましたが、町長は辛抱よく地域を回り、みんなの意見を聞いて、町長の穏やか人柄、そのままの町になつとるような気がいたします。

これを検証せないかん。私は合併10年目のときに、衆議院議員、増田穰三先生の伝記の編さんに行った。四国電力の社史を手に入れたら、四国電力は20年ごとに社史を作り替えてます。私のいた住友電気工業もそうです。20年やったら辞めた人がまだ生き残つとる。チャンスです。

すばらしいのは、昨日、まんのう町地域公共計画を頂いた。これは合併以来の交通関係を集約した見事なレポートですね。このようなものができたとはすばらしい。それは専門家やどこかの模範にしたりしたんでしょうけども、すばらしいですね。これに載つとつたらええと思うのは、うちが高速道路のインターチェンジ四つ、豊中と善通寺と美馬と阿波池田のインターチェンジをどう利用しとるんか、国道、県道の通行量が載つとつたらええけど、一遍にそんなことを言うたっていかん。すばらしい。高松から、丸亀からの関係から、内部の要望と目的、アンケートもあって、職員が仕事をするお手本はこれにあると思はるね。このようなのを一遍に作れいうたってできんから、これのある部分を作って、5年から6年たつたら全部ができてるようにしたらいいんです。1年で作れいうたら、企画課長も死ぬほどえらい目したと思はる。これができたら分析できるから手が打てる。エビデンス、根拠ですね。合理的根拠でもって施策を遂行すると。俺の言うことが聞けんのか

ではないですね。それを申し上げたい。

住民の意識の高揚や一体感を涵養する好機ではないのかと。地域団体や公益的組織が記念事業を展開する時期と捉えるべきではないのか。コロナで衰えた地域活動の復興のチャンスが合併20周年ではないのかということであります。町長の答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 合併によって新たな町が形成される場合には、住民は新たなアイデンティティを共有することになります。この新しいアイデンティティは住民の一体感や地域への帰属感を高めることができると思われま。合併によって統合される町が、通常、共通の目標や価値観を共有する必要があります。住民はこれらの共通の要素を通じて結束し、一体感を醸成することができると思われま。

合併は地域コミュニティの再編や再構築を促すことがあります。新たな町の形成に伴い、住民同士の交流や協力が促進され、地域コミュニティが活性化する可能性があります。

合併によって新たな町が形成される場合、住民は新たな地方自治体の構築に積極的に参加する機会を得ることができると思われま。住民の参加と協働は地域社会の一体感を高める重要な要素です。合併によって新たな町が形成される場合、地域全体で共通の課題や問題に対処する必要があります。住民が一丸となって課題に取り組むことで、一体感が高まると思われま。

地域団体や公益的組織が記念事業を展開する時期と捉えるべきではないかについての再質問にお答えいたします。

合併によって新たな町が形成される場合、地域コミュニティの再編や再構築が起こります。この過程で地域団体や公益的組織が記念事業を展開することで、地域の活性化やコミュニティの結束を促進することができると思われま。

記念事業は地域の特性や資源を生かした活動を通じて地域の魅力や価値を高めることができます。合併によって形成された新たな町において、地域団体や公益的組織が地域資源を有効活用することで、地域の発展に貢献することができると思われま。

記念事業は地域の住民が一体となって取り組むことで、地域統合を促進することができると思われま。地域団体や公益的組織が地域の課題やニーズに対する活動を展開することで、住民の結束や協力関係が深まり、地域社会全体の発展につながります。

事業によって地域に新たな活動やイベントが生まれることで、地域経済が活性化する効果が期待されます。地域団体や公益的組織が地域の観光振興や地域産業の支援などを行うことで、地域経済の振興に貢献することができると思われま。よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** ことなみ未来会議は見事ですね。琴南中学校の跡地に所属している団体は本当に持ち味豊かですね。仲南は自治会組織が非常にしっかりしてて、満濃は旧村

単位に公民館と地区社協が兄弟分で、見事な活動を見せてますね。公民館なんかは日本を代表する最も素晴らしい事例じゃないかなと思うわけです。地域性を尊重したということが、うちの町がうまくいったということになるんじゃないかなと思います。

児童生徒への学校教育や生涯学習の活動をいかに展開するのか、これをお伺いします。愛郷心とかね、民生委員の全国の歌いうたら愛郷心とか郷土愛とか、全国公民館の歌という、郷土愛とかそういうことを言ってますね。

**○大西樹議長** 教育長、井上勝之君。

**○井上教育長** それでは、竹林議員の児童生徒への学校教育や生涯学習の活動をいかに展開するのかについての再質問にお答えいたします。

まず、合併20周年を迎えるに当たって、児童生徒への学校教育の観点では、合併以来、校舎の大規模改修、増築や耐震化をはじめ、照明のLED化、体育館への空調設備の導入、ICT教育の一環として児童生徒1人1台のタブレットの整備、さらには電子黒板の設置など、教育環境整備は補助金や起債を有効に活用しながら着実に整ってまいりました。

これからは、子供たちの思考力、創造力、コミュニケーション能力など、21世紀型スキルを重視したカリキュラムにより、より一層、子供たちの内面を磨いていくような教育に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生涯学習の観点からは、合併以来、図書館の整備、天文台の開設、公民館の改築など、着実に町民にとって利便性が向上するようなハード整備を行ってまいりました。

今後の生涯学習の推進の一例として、スポーツ少年団の現状と今後の方針を申し上げます。

生涯スポーツであるスポーツ少年団は、スポーツを楽しむだけでなく、学習活動、野外活動、社会活動、文化活動などを通して協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりの心を学びます。まんのう町スポーツ少年団には1団体増えて、8団体、約160名の児童が加入しております。

今後はスポーツ活動に幅広く児童が参加する事業を計画・推進し、生涯スポーツの活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 教育委員会が所管している運営体制や施策内容は素晴らしいですね。これをこの合併20周年の機会に明らかに評価して、我々、誇りにすべきと思います。

スポーツ少年団以外でも、プライベートによく児童生徒の指導をしていますね。町民武道館や体育施設へ行くと、任意でよく活動されている。私たちの時代は指導者講習会とかスポーツ教室ばかりやっとなんですけど、今は住民の中で指導できる人がいっぱいできて、この役場の課長の中にもそれを熱心にやっている方もおいでます。事績を確認する機会かと思えます。

合併20周年を機会に、政府統計や本町行政の実績の推移を表とグラフにした町勢要覧の策定を求めます。香川県が統計に見る姿2022というのを出しています。これに類似し

たものを作ることを求めます。いかがでしょうか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 町の合併によって、政府統計や本町行政実績の推移を表やグラフ化した町勢要覧を発刊するのは非常に適切な時期と思われます。合併20周年を迎えることによって、その成果や効果を住民や関係者に示すことは重要と思います。政府統計や行政実績の推移を表やグラフ化した町勢要覧を通じて、合併後の結果を明確に示すことができると思われます。

町勢要覧は住民や地域の関係者に対して町の状況や行政の実績を分かりやすく伝える手段となります。住民が自分たちの町の現状や将来について正確な情報を得ることで、地域社会への参加や意見表明が促進される可能性があると思われます。

町勢要覧の発刊は行政の透明性を高め、住民との信頼関係を構築するよい機会となります。政府統計や行政実績の推移を公開することで行政の適正性や効率性が示され、住民の信頼を得ることができると思います。

町勢要覧には過去の統計データだけでなく、今後の施策や方針についても示すことができます。住民に対して町の将来の方向性や目標についても提案し、参加と協力を促すことができますと思います。

町の合併20周年を迎え、政府統計や行政実績をまとめた町勢要覧を発刊することは、住民への情報提供や参加促進、透明性の向上、そして、将来の方向性の提案に役立つ重要な手段となると思われますので、発刊できるように検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私は方々へ視察に行くと、町勢要覧のデータ編を見るんですね。ここはどうしたんや、1人当たりの国民健康保険料が高いぞ、安いぞとか、どうしたんや、ここの固定資産税はこないに低いんか、ここは何ちゃないんかとか、データで見ると。自分のところのが頭に入っとったら、よそのを見たとき違いが分かりますよね。それは客観性であって、私が仲南の役場の職員のと、竹林、もうええ加減にせえと。おまえが表とグラフ出したら、わしらは政治的取引ができんがと言われよったんですけど、合理的根拠を持ってやるということですね。そのために必要だと思います。

続いて、最後、合併20周年史の発刊の好機を逃してならぬが、いかがか。私は増田穰三先生の伝記を見識ある人と一緒に組んだんですが、これは出版できてないんですね。こんなものなんかも援助してくれたら、自然史博物館をやっている人なんかも、鳥類や自然のことを表現してくれそうに思います。合併20周年史の編さんについて、町長の答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 合併20周年史の発刊はまんのう町の歴史を振り返り、その成長と発展を記録する重要なプロジェクトであると認識しております。発刊に当たり、まず企画段階

として発刊目的の明確化、プロジェクトチームの編成、スケジュールの作成などをし、情報収集が必要であると考えられます。

次に、執筆と編集ということで、誰に執筆してもらうのか、編集はどのように進めていくのかを決定し、デザイン、レイアウトなどを考え、印刷と発刊まで進めていくわけですが、正確性の確保の観点からは、内容が正確であることを確認するため、複数の情報源を検証することが肝要であると考えております。

また、プライバシーや機密情報に配慮し、適切に処理することや、プロジェクトの予算管理も適切に管理しなければなりません。

このように、合併20周年史を発刊することは有意義であると考えておりますので、今後、他市町の情報を収集しながら、調査、研究をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 それは教育委員会に所管してもらえますか、町長直接でやりますか、いかがでしょう。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 その点につきましても、十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 いろんな答弁、準備していただいた職員方、誠にいい情報提供いただいて、いい研修になったんじゃないかなと、そんなふうに思います。誠にありがとうございました。これにて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○大西樹議長 以上で、6番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取りたいと思っております。議場の時計で13時30分といたします。

**休憩 午前11時49分**

**再開 午後1時30分**

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、京兼愛子君、質問を許可します。

○京兼愛子議員 皆さん、こんにちは。昼一番に一般質問します京兼です。一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、迫る南海トラフ地震に向けて、耐震化と電気火災対策の取組をについて質問をさせていただきます。

現行の耐震基準が導入されていない1980年以前に建てられた住宅の割合を分析しますと、能登半島地震で大きな被害を受けた6割前後が被害拡大につながった可能性があり、背景には人口減少や高齢化で高齢世帯の耐震改修促進などの対策の検討が必要だったように思います。

香川県では土庄町、小豆島、直島、琴平の4町を除く8市5町を対象に調べた結果、まんのう町42%と東かがわ市41%が4割を超えて耐震改修が危機的状況にあることが分かったと新聞に掲載されていました。大きな家が多く、費用がかさみ、助成金だけでは賄えず、お金を出せないという高齢者がいるかもしれません。

6月議会定例会の町政報告で、町長より、防災関連で家具類の転倒防止器具の購入から取付けまでを行える補助事業の準備を進めて、家具類の転倒、落下防止対策を100%実施することで、町民の防災意識の底上げを図り、地域全体の防災・減災対策を進めていますと報告されていました。それでは十分でないと思います。

能登半島地震で命を落とした人の死因では、倒壊した建物の下敷きになったことなどによる圧死が最多を占めました。耐震化が不十分な古い住宅も多く、耐震率の低さが被害拡大の一因だと指摘されています。

県内自治体の住宅耐震率は、香川県などによると、2018年時点で82%と、全国平均87%を下回っています。市町村別では、最も高いのは高松市の85%で、最も低いまんのう町は54%、地域差が生じています。

多度津町では、今年度から民間住宅耐震対策支援事業の要綱を改正し、耐震改修の補助金上限100万円から120万円にかさ上げをし、防災関連の補助事業を積極的に拡充しています。

県が実施した2023年度県政世論調査で、重要度が最も高かったのは防災・減災社会の構築で、92.4%が重視する一方、防災・減災に関する施策を満足したのが24.7%にとどまるなど、重要度が高い施策なのに満足度が伸びていません。

まんのう町は古い木造住宅が多く、地震発生時、倒壊家屋が多いですと聞いて諦めてはいませんか。諦めてはいけません。

能登半島地震では住宅の倒壊が相次ぎ、建物の下敷きになるなどして200人以上の人が亡くなりました。1981年以前の旧耐震基準の住宅は要注意ですが、家全体の耐震化は難しく、予算がないのが現実です。でも命を守ることが最優先です。寝室やリビングなど、自分の家族が比較的長い時間を過ごす部屋を補強工事することを勧め、町民の減災意識を高め、耐震化率が伸びるのではないかと考えます。

また、補助金申請も簡素化し、上手に活用すれば、比較的低価格で抑えることも可能になります。

これから進める転倒防止器具補助事業の準備の中で、一部屋補強工事の検討をお願いしたいと思います。

次に、地震発生時に電気火災の対策が重大だと思います。能登半島地震の輪島朝市周辺で起きた大火災も、電気配線のショートなどが原因と見られています。揺れを感じると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーがあれば安心です。対策の柱となる感震ブレーカーの設置費用の助成をぜひ実施してほしいと願っています。

そして、行政は町民が出火を防ぐ時代であるということをしっかり周知して、感震ブレ

一カーの普及を急がなくてはならないと思います。

行政は町民の命を守ること、安心・安全なまちづくりを行うことが使命だと思います。私もまんのう町に対して訴えることが使命だと思っています。迫る南海トラフ地震に向けての対策、言葉で安心・安全なまちづくりというのはたやすいですが、実際に実現することは難しいと思います。でも1つずつ近づくことはできませんか。御答弁よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 京兼議員さんの、迫る南海トラフ地震に向けての耐震化と電気火災対策の取組についての御質問にお答えいたします。

本年早々に最大震度7が観測された令和6年能登半島地震により甚大な被害が発生し、現在も早期復興に向けた取組が行われております。

また、本年4月には最大震度6弱の豊後水道地震が発生し、本町においても緊急地震速報が発せられるなど、近年、地震災害はいつどこで発生するか分からない状況にあります。特に直下型地震では、耐震性が低いとされる旧耐震基準の建築物への被害が多く見られ、耐震改修等の対策による被害軽減が重要視されておるところでございます。

本町におきましても、まんのう町民間住宅耐震対策事業費補助金交付制度を設けており、旧耐震基準の住宅の耐震診断の補助に10分の9、上限で9万円、耐震診断により耐震基準を満たしていない住宅には、耐震改修工事の補助に上限100万円のほか、御指摘にありました簡易耐震工事の補助に上限50万円、住宅の倒壊から命を守るための耐震シェルター設置工事に上限20万円の補助金交付を行っております。制度利用についての相談は建設土地改良課窓口にて常時行っておりますので、住民の皆様にはお気軽に御相談をいただきたいと考えております。

また、本制度の有効利用のため、広報への掲載や防災訓練と併せた啓発活動、建築士と町の連携による耐震無料相談などを実施してまいりました。今後、さらなる啓発のため、戸別訪問による啓発活動も計画しているところであり、今後とも耐震対策の普及啓発及び制度利用を促進するとともに、災害から町民の皆様生命と財産を守るため、防災・減災対策に継続的に努めてまいり所存でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、地震火災対策として、感震ブレーカーの設置費用助成金の実施を求めるとの御質問では、地震火災対策として感震ブレーカーの設置の助成についてですが、感震ブレーカーは地震による大きな揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気の供給を遮断することができ、電気火災の防止に有効であると考えられます。

阪神淡路大震災や東日本大震災では、停電後の電気復旧時に発生する通電火災が多発しました。阪神淡路大震災では地震による総出火件数の約6割が、また、東日本大震災においては、原因が特定された火災の過半数が電気関係の出火であったと報告されております。

感震ブレーカーには、分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、電力の供給を遮断する分電盤タイプや、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、そのコンセント

からの電気を遮断するコンセントタイプなどがあり、隣県の愛媛県や徳島県では、近年、補助事業として実施している市町が増えてきている状況ですが、現在、香川県内で補助事業を実施している市町はない状態です。

感震ブレーカー等が作動した場合や誤作動をした際は、避難時の照明が確保できない可能性がありますので、一般的な防災対策として、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備する必要がありますが、地震時における電気火災の防止に有効であると考えられますので、補助制度導入について検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** 御答弁ありがとうございました。

迫る南海トラフ地震に向けて、後悔しないように真剣に取り組み、御検討されることを期待いたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、5番、京兼愛子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、鈴木崇容君、質問を許可します。

**○鈴木崇容議員** 3番、鈴木崇容です。皆さん、こんにちは。また、放送お聞きの住民の皆様並びに傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。今回は質問大きく二つ行いたいと思います。一つ目が防災の活動と役割、そしてもう一つが、町奨学金制度の緩和と拡大です。

まず初めに、防災の活動と役割について三つほどお聞きいたします。

災害にはいろいろありますが、今回は地震災害について幾つかお聞きいたします。

近年多発している地震災害、今年初めには能登半島地震や、最近では豊後水道地震、これまでも数々の地震災害により多くの方が亡くなり、甚大な被害がありました。また、6月2日にも午前6時31分、能登半島で震度5強の強い地震がありました。能登半島は被害に被害を重ねたわけであります。繰り返される地震、そこで地震災害の意外に気づかない点に注目してみると、家屋の倒壊による圧迫死が多いことが、近年、非常に事例に挙がっております。災害関連死に関しては今回は伏せておきます。

皆さんが生活の中で大半を過ごしているのが家であります。我が家です。自分の家が大きな地震が来ても倒壊しない、潰れない家であれば何の問題も心配もないわけです。さらに、極端に言えば、家さえしっかりしていれば、避難することも避難所等に行くこともないわけです。そう考えれば、住宅耐震というものが私は一丁目一番地だと思います。

進まない住宅耐震化、皆さん、御存じでしょうか、過去に日本の耐震基準が大きく変わり、改正が行われたことを。今までに1971年と1981年、そして2000年に計3回の耐震基準の改正が行われました。この中でも大きく皆さんに影響と変化をもたらしたのは1981年の建築基準法の改正です。今から43年前、1981年5月31日までに

確認申請を受けた建物は旧耐震基準、同年1981年6月1日以降の確認申請を受けた建物は新耐震基準と言われております。さらに、2000年に改正した建築基準法は、主に木造住宅の耐震性向上を目的に新耐震基準をさらに強化したものだと言われております。このように、建てた年数で建物の強度というものが簡単に分かります。

災害に強い防災住宅に変えるには、もっと自分の家を知るべき、もし不安であれば、建物調査診断、木造住宅耐震診断をするべきだと私は思います。

そこで、お聞きします。

まんのう町は、家の築年数から耐震基準が新耐震基準から旧耐震基準かを調べた後、旧耐震の建物であれば、建物調査診断、木造住宅耐震診断を今以上に推進、啓発をして、住民の安全に呼びかけをしていただけるのかをお聞きします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員さんの、防災の活動と役割についての質問にお答えいたします。

毎年のように大規模な地震が全国各地で発生している中、防災・減災対策のうち、住宅の耐震化は被害軽減のための最も重要な対策の一つと位置づけられているところです。

近年ではデジタル化が進み、地震発生の被害状況などがリアルタイムで報道されることなどにより、防災・減災への意識が高まっており、本町においても耐震対策の相談等が例年に増して寄せられているところであります。

本町が実施するまんのう町民間住宅耐震対策事業費補助金のうち、耐震診断の補助制度について、過去3年間は毎年5件程度利用されており、増加傾向にあることから、耐震対策の取組が広がっていることがうかがえます。

今後、さらなる制度利用促進のため、広報・周知の観点では、従来の広報や相談会に加え、戸別訪問による啓発活動を展開するとともに、補助制度の拡充についても、県へのヒアリング等を通じて要望してまいります。

また、新たな耐震改修等に関する補助制度の創設などについては、近隣市町の動向などを見ながら、今後、どのような施策を推進していくか検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 3番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** よく分かりました。先ほども言いましたが、住宅耐震がやはり一目一番地だと私は思います。最も大事なことということです。補助事業を有効に利用し、災害に強い家、防災住宅に変えていかなければなりません。そのためには、御答弁にありました補助制度の拡充をよろしく願いいたします。

では、二つ目に入ります。少し視点を変えてお聞きします。

近年の災害状況を見れば、介護施設は安全な場所になければなりません。しかし、町内にある介護施設の中には、非常に危険な場所にある施設があります。少しでも安全な場所に移設・移転をする考えはあるのかをお聞きします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

町有の介護施設として美合地域に特別養護老人ホーム「やすらぎ荘」があります。施設の西側にあるデイサービスセンターのボイラー室が一部急傾斜地崩壊危険箇所にかかっておりますが、入所者が居住する施設にはかかっておりません。しかしながら、大雪が降ればなかなか車で家族が行けないなど、様々なリスクが考えられます。また、やすらぎ荘につきましては、公設民営型ということで、旧琴南町が建設して正友会に運営を委託する方式を取っております。

そういった中で、鈴木議員御指摘のように、やすらぎ荘の立地条件下では、そのリスクには様々なものが含まれます。これらのリスクを理解し、対策を講じることが重要であると認識しております。

リスクと対策としましては、まず、自然災害ということで、台風であります。リスクとしては強風や大雨による建物の損壊、浸水、停電などがあり、対策としては強風対策や排水設備の点検、非常用発電機の設置などがあります。

次に、地震であります。リスクとしては建物の倒壊、火災、ライフラインの断絶であります。対策といたしましては耐震補強工事、家具に固定、非常用物資の備蓄、避難ルートの確認と訓練などが考えられます。

これらの対策の実践には定期的な防災、避難訓練の実施及び入居者とスタッフの意識を高めることが重要であり、コミュニケーションの強化の観点では、入居者の家族、地元自治会などとの連携を強化し、緊急時の支援体制を整えることが重要であり、さらに緊急時対応マニュアルを作成し、具体的な行動手順を明文化し、全スタッフに周知徹底することも肝要であります。

介護施設の立地に関わるリスクは多岐にわたりますが、事前にリスクを把握し、適切な対策を講じることによって、入居者の安全を確保することが可能であります。施設運営者やスタッフは常に最新の情報を収集し、状況に応じた柔軟な対応を心がけるよう、委託する側として、運営を担う正友会に対し、指導、助言を続けてまいりたいと考えております。

そういったことで、危険な立地条件のリスクの対策を講じることによって、今のところは現在の場所で運営を継続してまいりたいと考えており、移転につきましては、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 3番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** よく分かりましたが、しかし、安全に関して言えば、到底納得できる御答弁ではなかったと思います。少し再質問させていただきます。

介護施設に行かれる方、入られている方というのは、私の言葉が少しよくないかもしれませんが、自分の身の回りのことができづらくなった方、できない方、そして、自分自身の生活が困難な方が多いのかと思われまます。

また、御答弁の中にも、大雪が降れば、なかなか車で家族が行けないリスクがあると言われたように、冬は路面が凍るとき、凍結防止剤をまかなければいけないし、雪が積もれ

ば、除雪作業をしなければならないし、こういったことが多々あります。全てを含めて大変な場所にあるというのが私は問題だと思います。なぜ今頃になって今さら言うのかと思うかもしれませんが、今頃、近年だから言うんです。災害時、介護施設にいる方が一番の弱者だからです。

御答弁の中で、柔軟な対応、指導、助言を続けていくため、今のところ運営を継続していくと言われましたが、もし建物の立地条件などが原因で災害被害が起きたら、直ちに移設・移転を、そう思ってよろしいのでしょうか、町長の所見をお聞かせください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

最近の地震の状況を見ていると、南海トラフ地震も近い将来必ず起こる、発生する確率が高くなっておりますので、その辺も踏まえて、十分今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 3番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** よく分かりました。

では、三つ目の質問に入ります。

現在、役場本庁舎の北側に防災センターがありますが、地震を含め、多様化する災害に対応することのできる新しい防災センターを建設する考え、計画はあるのか。もちろん機材やシステム自体を移設するのは大変で重要なこととは分かりますが、重ねてお聞きいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** まず、本庁舎北側には防災センターがございます。1階は第8分団の屯所及び住民生活課の倉庫として使用しており、2階は災害用備蓄品の倉庫として活用している状況であります。

また、新たな防災センターの建設には、次の要点を考慮するべきであると考えます。

一つ目には、目的の明確化の観点から、災害時の迅速かつ効果的な対応、住民の安全確保、避難所の提供、情報発信の拠点とすること。目標設定の観点からは、特定の災害リスクに対する対策（地震、洪水、台風など）、地域住民の防災意識向上、訓練・教育プログラムの実施などが挙げられます。

二つ目に立地選定であります。アクセスのよさ、道路や公共交通機関からのアクセスがよい場所はもとより、地形・地質では災害リスクの低い場所、高台や地震に強い地質の場所にすることが大切であると考えます。

三つ目に、設計と設備の観点から、耐震・耐火設計ということで、最新の建築基準に基づいた耐震・耐火設計、また、エネルギー供給では、自家発電設備、太陽光発電、非常用電源の設置が肝要です。通信設備においても、衛星電話、無線、インターネット、緊急放送設備が必須であり、備蓄品として食料、水、医療品、毛布などの備蓄が必要であると認識しております。避難スペースには避難者が快適に過ごせるスペース、プライバシーの確

保が欠かせません。

四つ目に、運営と管理の面では、定期的な防災訓練、地域住民への防災教育、管理体制としては専門スタッフの配置、24時間体制の運営、連携では、警察、消防、医療機関との連携も肝要であります。

五つ目に財源と予算ですが、国や自治体からの補助金、起債の活用、予算内での効率的な資金運用、透明性の確保、六つ目に、コミュニティーの関与ということで、住民参加、地域住民の意見を取り入れた計画、ワークショップや説明会の開催、また、防災ボランティアの育成、コミュニティーとの協力体制が必要であると考えます。

これらのポイントを踏まえ、新たな防災センターの建設計画を立てることで、災害に強い地域づくりに貢献できると考えます。具体的な計画策定には専門家の意見を取り入れ、住民との連携を強化することも重要であると認識しております。

この新たな防災センターの建設につきましては、従前より議論・検討を進めている状況ではありますが、ただいま申し上げました様々な観点から、慎重に調査、研究をしているところでありますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 3番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** 防災センター、前向きなお考えであるということはよく分かりました。これには場所の確保の問題や規模の大きさの問題があるとは思いますが、けれども、一つ行政としてしっかりと視野に入れておいてほしい問題だと私は思いますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、2問目の質問に入ります。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問を許可します。

鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** 2問目の質問は、町奨学金制度の拡大について3点ほどお聞きいたします。

日本学生支援機構奨学金の申込みというのは5月から6月頃と、さらに10月頃であります。ところが、まんのう町の奨学金申込みの期限というのは、翌年の1月と非常に遅いほうであります。町の申込みを日本学生支援機構と同等もしくは早くできないかについてお聞きいたします。

**○大西樹議長** 教育長、井上勝之君。

**○井上教育長** 鈴木議員の、まんのう町の奨学金制度への申込手続の時期を早めることはできないのかとの御質問にお答えいたします。

現在、まんのう町の奨学金制度への申込時期は1月頃に行っております。これは町奨学金制度が他の奨学金制度に該当しなかった方への救済処置の意味合いもあって創設されたため、このような時期に設定されているものと推察されます。

しかしながら、創設期とは社会情勢、経済情勢も変化していることから、時期について

は、今後、検討してまいりたいと思っております。

また、町奨学金は他の奨学金制度とは併用できませんが、他の奨学金制度の該当者の方でも申請はできます。その上で有利な制度を選択するという方法も考えられなくはないと思われまますので、いろいろな角度から検討し、改善していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 教育長、御答弁をしていただいたのですが、少し分からない部分もありますので、お聞きしたいと思います。

この奨学金制度を考え、設立されたのは教育委員会のほうでありますよね。

○井上教育長 そうです。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 であれば、このような時期に設定されているものと推察されますと、何かはっきりと言っていないような気がいたします。

それと二つ目、創設期とは社会情勢、経済情勢も変化していることから、時期については検討したいと考えると言っていますが、物価高騰化も併せれば、社会情勢、経済情勢も考え、答えが検討とはちょっとおかしいのではないのかなと思います。もう既に情勢自体、物価高騰化も進んでいる状況であり、申込時期については早急に改善しますというのが私は妥当な答えだと思っておりますけども、その辺りをどうお考えかお聞きします。

○大西樹議長 学校教育課長、川原涼二君。

○川原学校教育課長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

推察されますというのは、当時の創設期の状況が分かりませんので、今あります制度、それから金額、その辺りから考えますと、そういう意味合いがあったのではないかというような意味であります。その当時の資料が残っておりませんので、そういう答えになりました。

続きまして、社会情勢の変化で検討ということでございますが、後に答弁させていただきましたように、二つの奨学金を受けられる資格がある方であれば、有利なほうを選択していただいて結構ですということですので、日本奨学金機構なり、たくさん大きな奨学金制度があるんですが、そちらに採用された方については、後から町のほうを重複して申し込んでいただいて、採用されれば、町のほうを採用していただけるという意味であります。ですので、先に採用されたほうを断っていただいてもいいですよという、断るのがいいのか悪いのかは別として、町のほうを後から受けられる資格があれば、町のほうを採用していただければ、時期はあまり関係ないのかなという意味合いで答弁させていただいたということでございます。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 すみません、もう一つよく分からない点がありますね。

例えば他の奨学金制度とは併用できないですけども、他の奨学金制度の該当者の方でも

申請はできますというのは、併用はできないのに申請はできると、何かその辺りが答弁を聞いていて私も分からないのであれば、放送を聞いている方なんかは特に分からないと思うんですね。その上で、いろいろな角度から検討して改善をしていきますとおっしゃりましたが、どのように改善をするのか、また、どのように具現化していくのかということも少しお聞かせいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 学校教育課長、川原涼二君。

**○川原学校教育課長** 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほどありました、他の奨学金に採用された方についても申請はできますというのは、先ほども申しましたように、例えば日本奨学金機構で採用された方については、町の奨学金制度に申請できないわけではありません。なので、時期が1月であっても、申請はしていただけるので、申請して、町の奨学金制度に通れば、町のほうを選択するのであれば、していただけるという意味合いでございます。

既に通っている奨学金がある上に町に申請されるという場合は、やはり町のほうが有利だと考えているだろうとは思われますが、そういう意味でございます。

ただ、後ほどの質問にもあるんですが、金額の問題ですとか、そういったような情勢もございまして、その辺りで利用者の方に選択していただくために、他の奨学金に採用されている方でも1月に申請できますという意味での答弁でございます。

それと、具現的な対策をどう考えているかということでございますが、これも後ほどの質問にもあろうかと思いますが、金額面ですとか資金面、あるいは、ここにもあります時期についても、もう少し早くできるのであればしたほうがいいのか、人数ですとか、そういったところについても、検討はしていきたいという意味合いでございます。

**○大西樹議長** 3番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** では次に、②と③を併せてお聞きします。

香川県内の高校を卒業した生徒の大学進学率は昨年度が58.4%で、4年連続で過去最高を更新しています。この比率から、まんのう町内の大学へ進学する学生は年に約90人と推測されます。これに対して、まんのう町の奨学金を受けられる人数、計算上6人と、私は少ないと思います。ほとんどの学生が日本学生支援機構奨学金制度を利用しているのではないのか。まんのう町の奨学金を受けられる人数を増やすことができないのか。また、本町にはこども未来夢基金が原資で10億円、現行では11億円以上あるので、これを有効に利用できないか。こども未来夢基金を利用できないのであれば、まんのう町奨学金制度用の新たな新基金をつくって運用することができないかについて、2点お聞きします。

**○大西樹議長** 教育長、井上勝之君。

**○井上教育長** 鈴木議員の、奨学金制度の予算枠を拡大することはできないかとの御質問にお答えいたします。

令和6年度の町の奨学金の新規貸与可能予算は6名となっております。ほとんどの方は日本学生支援機構奨学金制度や、また、香川県の独自の奨学金制度等の他の奨学金などを

受給されているものと思われます。

予算枠の拡大については、財源の確保などの課題を検討していかなければならないと思われる。

また、町の奨学金制度では1か月の貸与金額が5万円となっております。先ほど申した日本学生支援機構とか香川県独自の奨学金については、まんのう町の5万円よりも多い金額のものもあります。金額の多い他の制度を選択される方がいるという現実的にはございます。これらを総合的に捉えながらこれから検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、二つ目のまんのう町の奨学金制度の財源として「こども未来夢基金」と活用することはできないのかということですが、こども未来夢基金は平成27年度に創設され、10億円を原資に、その運用益で子供たちのための事業を検討委員会で協議し、教育環境の充実を目的に運用されておりますが、この基金の設立時の対象者は中学生までを想定したものになっております。基金の令和5年度末の現在高は11億4,172万4,778円となっております。令和5年度の実績は、運用益917万1,499円に対しまして事業実施費が1,283万1,347円となっております。単年度においては運用益を上回る事業を実施しております。基金全体といたしましては黒字となっております。

また、奨学金制度のための新たな基金の創設につきましては、将来を担う子供たちの未来を考えると、どのような施策がよいのか、庁内に関係部署と協議・検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 3番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** よく分かりました。基金は特定目的のためにためているのは分かります。でも、私が言いたいのは活用、運用、目的を持った使い方をもっと考えてほしいということです。利子や利息であるものを補うのではなく、本当に大事なものには基金を取り崩してでも使う、そうしないと基金の意味がないと思います。減ったらまたためればいんです。

物価高騰化などで子育てに奮闘し、苦勞している親御さん、そういった方を助けないでどうするのか。奨学金を受けられないからといって大学に行けない、専門学校にも行けない、勉強ができない、これでは私はいけないと思います。教育長、その辺りをどのようにお考えか、御所見をお願いします。

**○大西樹議長** 教育長、井上勝之君。

**○井上教育長** 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

やはり鈴木委員がおっしゃったように、家庭の経済格差が子供の教育格差に表れるというのは子供にとって非常に不幸なことで、これはあってはならないことだというふうに思っております。

先ほどのこども未来夢基金については、一応、中学生までを対象にした基金ですので、議員がおっしゃったように、今後、拡大するに当たっての財源を確保するという意味で、

別の方法を考えていかなければいけないと思っておりますので、また庁内でしっかりと検討していきたく思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 3番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** こども未来夢基金の対象というのは分かりました。しかしながら、やはり奨学金制度を楽しみにしている、また、日本学生支援機構を外れた方が、まんのう町でぜひともお願いしたいという中で、それにも外れるといった方が多々おられるんです。やはり6人という枠は少な過ぎると思います。財源の確保というのも分かります。ですからこそ、新しい基金というものを積み立てる方向性を考えていただいて、もう少し行政として考えていただきたいと思います。

もちろん行政というのは、やはりこの奨学金、歳出ばかりだから、歳入がないという意味で、あまり出し過ぎるということを懸念すると思われませんが、やはりその条件の要綱の中にも、卒業してからまんのう町に住所を置いていただくとか、そういったことを考え、住民税を考えると、簡単にですけども、月1万円そこそこ、そのお金を12か月で12万円から15万円ぐらいの住民税を入れていただく、それを10年していただけると、百二、三十万円から150万円、20年で240万円以上も超過になると思うんです。そういったことを踏まえて、もう少しこの奨学金制度というものを出しやすく、また、受けやすくしていただくことをお考えいただきたいと思います。どうか教育に格差なく平等とチャンスがあることをお願いいたしまして、今回の私の6月議会の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、石崎保彦君、質問を許可します。

**○石崎保彦議員** 2番、石崎でございます。ただいま議長の許可をいただきました。通告書に沿い、私の一般質問に臨みたいと思います。

本日6人目となります。議場の皆様、放送をお聞きの皆様、とてもお疲れとは拝察いたしますが、いましばらくお付き合いいただければうれしく存じます。

緑は日増しに色を濃くして、アジサイの花が似合う梅雨入りが待たれる時期となりました。季節の変わり目です。皆様、御自愛なさってお過ごしくだけませ。

今回、私の一般質問は、まんのう町を自立可能な自治体へ、住民とともに作り上げるであります。

4月下旬に人口減少に関する人口戦略会議発表データに基づいた新聞各社の報道は日本中にショックを与えたことがまだ記憶に新しいと思います。関連した幾つかの記事を御紹介いたします。

まず、少し前ですが、昨年12月23日に四国新聞がトップ記事として、11の県で人口が30%超減少、2050年には2020年に比べ市区町村の2割で住民が半数未満に落ち込む、香川県は現在の95万人から72万4,000人へと23.8%の減少と報じ

られました。それを踏まえて生活基盤をどう維持するか。25道府県で高齢者率が40%を超え、少子化による若い年代とピーク時を過ぎた高齢者層双方の人口減少によって、地域社会の縮小が起こるとありました。

2月12日、四国新聞のトップですが、市町村の4割で働き手が半減、2050年には2020年に比べ、15歳から64歳の生産年齢人口が699の市町村で半数未満となり、地域の産業や福祉の人材不足、自治体運営、交通、物流の維持が困難となる。

続いて、4月20日、四国新聞がコラム記事で、これは強烈なインパクトを受けたわけですが、全国744の自治体が消滅の可能性にあると発表しました。この根拠は、2050年に比較的出産中心年齢と考えられる20歳から39歳の女性人口が現在の半数以下となる自治体の総数が744あり、これは全体の4割を超える自治体数というわけです。

4月25日、毎日新聞のトップ記事と3面に関連記事がありまして、744の自治体に消滅の可能性。前回の2014年の発表より239の自治体が脱却し、99の自治体が新たに該当。100年後に若い女性が50%残る65の自治体を自立持続可能自治体とし、自治体間の格差が拡大している。地域住民が住み続けられる人口減少への適応策が大事。関係人口を増やし、地域住民と移住者による起業、地域内での経済循環を促し、にぎやかな過疎を目指す。

5月2日、四国新聞の特報としまして、自治体の消滅防げと。県内危機感、対策を加速。前回に続いて該当した県内の4市町について紹介があり、若い女性層の減少率が東かがわ市で61%、琴平町で60%、土庄町55.1%、さぬき市52.7%である。しかし、反面、東かがわ市では若者の移住・定住に注力し、今年、こども家庭課を新設。琴平町では地価と住宅地が近隣市町に比べて劣勢なことから、若者層向け住宅取得助成、結婚に伴う新生活関連費用補助等を行っております。土庄町は経済的理由による出産控えの食い止め策として、新たに出産育児一時金に5万円を上乗せ、産後ケアの通院交通費補助を行っております。このように各市町それぞれに努力し、取り組んでいる内容を紹介しております。

我々まんのう町における20歳から29歳の女性人口の推移、減少率は38.4%なんです。これは50%未満であり、今回はこの自治体には含まれていないということですが、大きな懸念を持たれます。

以上、一部を御紹介しましたが、このように各紙こぞって危機感をあおるような紙面構成で報道されました。私は若干あまのじゃくな性格なのでしょうか。これだけ同じ切り口で報道がそろいますと、逆に何とかなるわい、5年後、10年後の我が町を見とれと、こういうファイトが湧いてまいりました。

まんのう町内の各地域がそれぞれその特色を生かして、琴南地区、仲南地区、旧満濃地区にそれぞれ集う住民や、里地、里山が、元気いっぱいの風景が浮かんでまいります。これについては、12月及び3月の一般質問でお伝えしましたので割愛いたします。

今回の一般質問に際し、私なりに人口の将来予測に関連する資料に触れる中で考えたの

ですが、国内ほとんどの地域が人口減少に向かう中において、地域というのは自治体なんです。もっと実現性を持って合理的に各自治体の存続を図れないのか。そこで思いが至ったのが、我々まんのう町周辺のエリア、丸亀市や高松市の商業圏域内に位置する地域は、各市町それぞれが単独で競い合い、人口の増加や維持に奔走しながらも、思うような結果に至らず、行政も住民も疲れる。それよりも人口の現状維持を目指し、減少するにしても、そのスピードを緩やかなものに変化させ、各行政の住民人口と各自治体の財政と住民サービスのバランスを適切に維持しながら、将来の自分たちの町の運営ができるようにしていく、このような状態を実現していく必要性を再認識いたしました。その方向性や具体策の一部については、これまでの一般質問でお伝えいたしました。

この問題は、地域の将来を担う、まんのう町の将来を担う人材育成における教育の多様化への取組と同様に、まんのう町の将来をどうデザインしていくかという大切な課題であるため、私は自分のライフワークとして取り組んでおります。前回と関連したり一部重複する質問もあるかとは思いますが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

ふだんあまり目を向けない人口密度についてちょっと触れてみます。香川県全体で見ると、香川県の面積が1,876平方キロメートル、全国47番目ということは最下位、小さな県であります。人口が92万5,408人、これは全国で38番目です。人口密度が1平方キロメートル当たり493人、これは全国11番目なんです。京都府の550人に次ぐものです。狭い面積に多くの人口が集まっている現状が確認できます。

では、我がまんのう町の人口密度はどんなものでしょう。84.8人なんです。1平方キロの升の中に84.8人の方が住んでいらっしゃる。ちなみにこれを海外と比較してみますと、ギリシャが国で捉えると79人、アメリカが37人、スウェーデンになるとぐっと減って26人、北欧のノルウェーが18人、カナダは4人なんです。国土や地理の状況で一概には比較できないんですが、これらと比較して言えるのは、広い視野で捉えてみると、香川県やまんのう町は過疎化というものの、人が非常に密集している地域であると言えます。

そこで質問に移りますが、私は近隣各市町における競争は地域活性化のためには必要であると思いますが、将来の地域の健全な発展と持続を考える場合に、10万人規模で構成される商業圏及び生活圏域、これは買物とか仕事とか住居、こういった地域になるんですが、丸亀市や高松市を中心として位置づけて、その周辺地域に例えば3,000人または5,000人から1万人で構成される各特色を持った複数の自治体が存在し、相互に補完し合う地域をつくっていく。例えば太陽系のような感じと思うんですけども、そして、その地域において各自治体の環境を生かして企業の誘致を行う自治体、あるいは商業施設の誘致、周遊型・滞在型・体験型観光の誘致、多様で特徴を持った教育体制の構築などを進めていき、エリア全体の関係人口の増加と、この地域に住みたい、この地域で暮らしたいと思う転入者、移住者の増加を図ることが必要であると考えます。そして、その中でまんのう町の特徴をどう生かし、どう存在感をつくり上げる、これがとても重要になります。

つまりまんのうPRを戦略として取り組まねばなりません。

1番目の質問です。

今回の人口戦略会議の発表を踏まえて、栗田町長の感想と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの1番目の質問、人口戦略会議の発表を踏まえて町長の感想と今後の対応についてはの御質問にお答えいたします。

石崎議員の発言内容のように、様々な報道機関が発表している人口減少につきましては、非常に重要な問題だと認識しております。平成27年に「まち・ひと・しごと創生法」により「地方版人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定しています。まんのう町人口ビジョンを策定するに当たり、本町の人口動態、就業等の状況を参考に推測したデータによると、2050年には本町の総人口は1万2,000人を割り込む見込みとなっております。

御指摘のように、このような問題を解決するためには各市町の取組だけでなく、広域的取組も必要であると考えております。

現在、丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町の2市3町で構成される瀬戸内中讃定住自立圏という名称で、安全意識の高まりと少子高齢化・人口減少への対応、地域資源の活用と地域経済の活性化、社会的変化への対応と広域連携の必要性等の現状と課題を検証し、将来像として「まち・ひと・たから瀬戸内の未来をひらくつながる中讃」を目指し、生活機能の強化、結びつきネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の政策分野において、なお細分化された分野、施策に対して取組を行っています。この広域間での取組につきましては将来的に重要なものであると考えておりますので、継続して取り組んでいきたいと考えます。

また、本町自体も将来に向かって「活力ある地域社会」の実現のために、本年度、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏襲し、ひとの創生、まちの創生、しごとの創生という基本目標を見直した「まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略および人口ビジョン」を策定することとしています。この中には、結婚・出産・子育てを通じて成長し、生涯学習や生涯スポーツの実施により、心豊かな人材を育てる取組や、安心・安全な生活環境の下、健康づくりやコミュニティーづくり、移住・定住の推進により住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりの取組や、地域資源を生かした産業振興で観光振興の底上げ、企業誘致等の推進等を進めることとしております。本町の魅力である自然の鑑賞や史跡等を生かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム事業についても推進を行っていききたいと考えております。

このような本町の魅力も広域間の取組に生かせるように十分アピール等を行っていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。幅広い、それから具体的に各取組、非常に元気が出てまいります。

ここに昨年7月に住宅供給会社が行った各市町の日本全国、それから四国地域の住環境におけるアンケート結果がございます。これは我が町まんのう町が誇れるものであります。このまんのう町に住み慣れた我々ではなかなか気づかない、身の回りの風景なわけでありますから、御紹介いたします。タブレットにも掲載しておりますので御覧ください。6月定例会議、一般質問、石崎を御覧ください。

まず、全国の市町村ランキング項目の中で、町に愛着があるが昨年の276位から全国80位へ躍進しております。住み続けたい町は、昨年の30位から鎌倉市を抑えて全国4位にランクインしてます。防災が、ここを評価された方が、これは2位ですね。そして、住み心地よさが16位、静けさ、治安を優先された方が4位、住み続けたい町が全国4位なわけですから、四国では当然1位という状況であります。

いかがでしょうか。身近なことほど気がつかないもので、これほどまんのう町の住環境は、外から見ますと評価されている結果なんです。改めて自分たちの町を誇りを持って見詰め直して、もっともっと磨いていきたいと思えます。

まんのう町エコツーリズム推進全体構想には、豊かな自然環境を活用、保全し、持続可能で若者から高齢者までが生き生きと暮らす地域の実現を目的として、国の認定を受け、琴南地域を推進地域としてまんのう町のエコツーリズムを推し進めるものとうたっております。

私は讃岐山脈の北西側を懐に広がる財田川流域においても、なだらかな流れを生かしたこの地域の生態系に触れる河川公園などの設置により、史跡や、こちらにも史跡多いですから、自然を訪れる家族連れの訪問客誘致や宿泊体験型コースの設定などは非常に魅力があり、この地域の活性化には有効であると考えます。

まんのう町は7割が林野、1割が農地で、町民は都会にはない里地、里山の豊かな生態系に囲まれて暮らしております。まんのう町総合計画における本町の発展課題の一つに、自然・歴史遺産の保全と活用を掲げています。1300年の歴史を育む満濃池、国指定史跡中寺廃寺、加茂神社の綾子踊をはじめ、古代に思いをはせるロマンに満ちた歴史遺産が多く、脈々と続く優れたまんのう町の歴史、これは町民はもとより、まんのう町への来訪者に肌感覚で伝えることが大切であり、エコツーリズムやグリーンツーリズムを観光として生かし、定着させることが可能な大きな資産であると思えます。

(白川皆男議員退席 午後2時41分)

例えば当町最大の観光資源である、国営公園は別にしまして、満濃池が幾つの称号を持っておられるかと思えますか、御存じですかね。順番に言っていきます。一つ目、国際かんがい排水委員会による世界かんがい施設遺産、二つ目が経済産業省による近代化産業遺産、三つ目が一般社団法人水源地環境センターによるダム湖百選、4番目が香川県による香川のみどり百選、5番目が環境省による日本の音風景百選、このせせらぎとゆる抜きの

音は町のホームページで聞けます。6番目、四国新聞社によるため池百選、7番目、同じく四国新聞社による新讃岐百景、そして日本の国の名勝指定、以上の8冠なんですね。これ以上に1300年前の太古に生まれた歴史、弘法大師が堤の修復工事を手がけた史実と史跡、我々にとっては当たり前ですが、知らない人には一体どんな場所なんだろうか、一度眺めてみたいと思うのではないのでしょうか。そして、音風景百選に選ばれたゆる抜きの音を聞いてみたい、それよりゆる抜きって何じゃろうかと思う方も多いと思うんですよ。6月15日にまんのう町へ行けばこれは分かるんだろう。ついでに観光もしたいが、この周辺には何があるのだろうか、宿泊はできるのか、こういった観光客の発想の連鎖が、周遊型観光や体験型観光へつながっていくのではないのでしょうか。

(白川皆男議員入室 午後2時43分)

もう一つ御紹介すれば、2009年に発見されたまんのう町という名前の小惑星がございます。この発見を記念して、先ほど教育長のお話にもありましたが、子供たちに宇宙への興味を持ってもらいたくて、町によって開設し、運営しているのが、大川山頂にありますまんのう天文台です。天文台を持っている町はそう少ないと思うんですよ。私もよく自慢するんですが、そして我々の町名がついた小惑星が天空はるかかなたの宇宙で、これは火星と木星の間を行き来してるみたいですよ。すごくロマンティックじゃないですか。同じまんのう町という名前の星が回ってるわけですよ。

これは北海道にお住まいのアマチュア天文家の渡辺和郎さんと円舘金さんが1995年9月19日に発見して、JAXAが名づけ親となっております。当時の写真もたしかホームページに町長さんと一緒にいる写真があると思うんですが、小惑星としては比較的大きくて、直径が3.3キロあるそうです。惑星番号が1万3,155、これが我が町名の小惑星の住民票らしいです。まんのう町という名前の小惑星が宇宙のかなたから自分と同じ名前の我々まんのう町を眺めているわけです。

先日、今回の一般質問の確認のために、発見者である北海道の渡辺さんとお話ししたんですが、お寺の取り持つ縁で、当時、まんのう町を訪れたようです。そのときのことを覚えてらっしゃいまして、どんな感じでしたかと聞きますと、そうやな、おむすびみたいな山があつて、讃岐うどんがむちゃくちゃおいしかった、それは覚えておるといってお話でございました。

こういったまんのう町にいかん気づいてもらうような情報を発信していくか、そして関心を引き、訪れてもらうか、ここを行政と住民と一緒に考えて、まんのう観光に取り組みねばならないと思います。

次に、宿泊施設等についてですが、これは3月の一般質問でも取り上げましたが、新たに立派な施設はよろしいんですが、既存の施設のでこ入れを行うことと、町内に増加の一途をたどる空き家、古民家を家族、グループで利用できる宿泊施設として手を入れ、町内全体における宿泊可能人数を増やし、まんのう町全体を一つの旅館、一つのホテル、民宿として、まんのう町に滞在しながら、近隣、近県の観光コースを回ったり、町内での農業

や林業の体験観光を経験する。先ほどの瀬戸内中讃定住自立圏構想におけるまんのう町の位置づけは、まさにここにあるんじゃないでしょうかと思います。

そのほかには、広いまんのう町の面積を活用した企業誘致と就労場所の創設、それから、高松、丸亀のベッドタウン化、こういったものも有効であると思います。

2月1日より空き家の利活用、移住・定住関係に取り組む地域おこし協力隊員を1名採用して4か月がたちました。公民館等の地域活動でよく会うんですけども、生き生きと活動されており、うれしく思っております。

3月の一般質問に際し、具体的な活動は空き家を活用したお試し移住体験や移住者交流等のイベント企画、農地つき空き家等を活用した農業体験のできるゲストハウスなど、まんのう町の魅力を体験し、移住者の増加につながるような取組ができればと考えている。現在は情報収集と調査・研究の段階であるが、こういった取組の事業化と起業を目標としており、活躍を期待しているとの御答弁をいただきました。

各市町が自分たちの将来存続を真剣に考え、あらゆる方策を講じているさなかにおいて、まんのう町の将来を担保すべき方策は、機会あるごとに申し上げておりますが、住んでみたい町まんのうづくりと、地域が潤うまんのう町に合った観光戦略、これにしっかり取り組み、瀬戸内中讃エリアにおける周遊型観光、滞在体験型観光としての拠点を構築することです。これは現在進めている第2期まち・ひと・しごと総合戦略の計画遂行にも合致するものであると思います。

3番目の質問に移ります。

**○大西樹議長** すみません、ちょっと一般質問の途中でありますが、大分長くなったので休憩を、切れ目がなかったので、どうもすみません。そしたら、3時5分まで休憩したいと思います。

**休憩 午後 2時49分**

**再開 午後 3時05分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

2番、石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** そしたら、続きまして3番目の質問に移ります。

空き家の利活用、移住・定住関係のミッションを一気に進めて、近隣地域におけるリーダーシップをつかみたいと思うのですが、地域おこし協力隊員は国より財政支援され、人員の上制限はないとのことですので、さらなる増員を図り、複数の協力隊員の持つ多様な感性でまんのう町を眺めてもらい、負荷の大きいこの課題を増員戦力による一気に呵成で空き家の利活用、移住・定住関係の推進につなげたいと思うのですが、栗田町長のお考えはいかがでしょうか。

また、3月の一般質問で、これらの政策推進のために新たな担当課や担当室設置の質問に対する御答弁は、専門的な室を設置するのがよいのか、外部組織を立ち上げて実施する

ほうがよいのか検討して進めるであります。

地域おこし協力隊員を迎えて、現状の把握や取り組むべきミッションを組み立てている最中であるとは思いますが、その過程において生まれた現在のお気持ちは担当室設置側に近いのか、あるいは外部委託に近いのか、お答えいただけますか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 今回、空き家の利活用、移住・定住関係の取組を地域活性化につなげるため、新たな視点と活力、企画により、まんのう町をさらに元気にしようということで、令和6年2月1日より、空き家の利活用、移住・定住関係をミッションとした地域おこし協力隊を1名採用し、委嘱しております。

現在、登録されている空き家の状態を把握するための現地確認や地域コミュニティーの現状把握のために各種公民館活動等へ参加し、情報収集等に努めています。また、5月より各公民館等へ出向き、空き家相談会を開催し、空き家利活用の推進に努めております。

地域おこし協力隊の増員については、まず中心となる協力隊を育成し、その後の事業展開により増員についても検討し、活動の範囲を広げていくようにしたいと考えております。

空き家を活用したお試し移住体験や移住者交流等のイベント企画、農地つき空き家等を活用した農業体験のできるゲストハウスの取組につきましては、先進地を訪問し、研修等も行っていますので、まんのう町の魅力を体験し、移住者の増加につながるような取組ができればと考えております。

現在は情報収集と調査研究の段階ですが、こういった取組の事業化と起業を目標としており、活躍を期待いたしております。

また、施策推進を展開していく上で、専門的な室を設置するのがよいのか、外部組織を立ち上げて実施するほうがよいのか、この部分についても、施策進捗に併せて検討して進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 2番、石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。具体的に何か一步一步進んでいる、うれしい力を感じました。

たくさんの行政課題を抱え、日々、大変な状況とは拝察いたしますが、まんのう町を将来も存続させるためには、この課題は重要で不可欠な課題であると思います。外部委託ではなく、この課題に立ち向かうのは、ここに生きる我々、まんのう町民と我々自身が知恵を出し、手を尽くして取り組むべき課題であると思います。

また、当町へ来ていただいた地域おこし協力隊の方には、全員がまんのう町のファンになり、この町に愛着を持ち、任務中に得た経験を糧として、任期満了後も各地域でリーダーシップを発揮される住民として我々と生活していただきたいと思います。そのためには、行政、住民、みんながバックアップし、しんどいけど楽しい仕事、しんどいけどやりがいのある仕事、わくわくする仕事、喜びのある仕事をつくっていくことが大切であると思います。

また、この計画を推進する財政面は観光庁の地域の魅力を後世につなぐツーリズムコンテンツ高度化補助事業の活用ができるのではないかと思います。

また、琴平町は「何度でも訪れたい町へ」を合い言葉に、これも観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値事業を4年連続活用し、観光関連施設の改修を進めており、現在、各所でその施設の改修ラッシュの状況にあります。

現在、こちらの公募期間は終わっていますが、今後、当町においても活用を考えてもよいのではないのでしょうか。例えばゲストハウスとして空き家の補修とか対策の費用、それから塩入ふれあいロッジを大学や各企業の合宿とか研修施設として利用を売り出す場合に、その補修やリニューアル費用として財政手当に有効ではないのでしょうか。これもタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

最後の質問に移ります。

行政と住民双方が町の将来における課題を共有し、力を合わせ、この課題に当たる推進体制の構築は絶対必要であります。住民の方々はまんのう町の将来の予想について、何となく想像はしているが、自分事として捉えられてはいらっしゃらない方が多く、対策をどう講じるか、何ができるのかなどについては多くの方が考えをまとめられていないのが実情ではないのでしょうか。

私の地域においても、福祉活動や公民館活動を担ってくれている様々な団体において、リーダーシップを取っていただいている方々は、お一人が幾つものお世話役を担っておられ、かつ、高齢化している現状にあります。自治会活動をはじめ、地域のコミュニティーは全町において劣化を招いている現状にあると思います。非常に悩ましく、重い課題ではありますが、本日は次の点に絞って質問いたします。

次の世代へまんのう町のバトンを渡す我々は当然ですが、まんのう町の将来への道筋を考える責任があります。片や、まんのう町で生まれ育っている児童生徒たちはどう考えているのでしょうか。将来、この町のバトンを受けるであろう児童や生徒たちが眺めたまんのう町とはどんなものなのか、まんのう町の何が好きなのか、どんなまんのう町であれば、将来、ここへ帰ってきて、この町に住み、この町で仕事をし、まんのう町の住民となることを選ぶのか、ここを理解すれば、我々が取り組むべき課題はおのずと見えてくると思います。逆に、ここを理解しないと、彼らを将来も住民とすることは難しいのではないのでしょうか。

今年開催した女性議会においても、まんのう町に住む高校生がすばらしい発言を行っておりました。まんのう町には高校はありませんが、義務教育課程においては、ほとんどの子供たちが町内の小学校、中学校で過ごします。この多感な時期に、ふるさとであるまんのう町に関心を持ち、歴史に触れ、現状の課題を見つけ、将来の自分たちの町がどうあればいいのか、どうしたらいいのか、あらゆる機会を捉えて児童生徒たちをまちづくりに参加させることは、我々と彼ら自身、お互いの将来を守る大切な使命であります。

まんのう町の最高責任者として、こういった機会づくりにどう取り組んでいくお考えで

しょうか、栗田町長のお気持ちをお聞かせください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの、児童生徒のまちづくり参加と担い手としての協働についてとの御質問にお答えいたします。

小学校においては、6年生の国語で「町の未来をえがこう」という授業があり、その中で「町の幸福論コミュニティーデザインを考える」というグループでの討論や研究を行い、発表し合う授業を実施しております。

このように、次の世代を担う児童生徒に様々な機会を捉えてまちづくりに少しでも関心を持ってもらう授業などを工夫して実施する中で、将来、このすばらしいまんのう町に帰ってきて、住民となることを選んでもらえるような魅力あるまちづくりに今後とも鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 2番、石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。ぜひその方向でどんどん推し進めてもらって、まんのう町に愛着を持つ子供たちが増えていければうれしいと思います。

持ち時間も少なくなってきたんですが、今回の質問に譲りますが、全国、特に都市部から当町の恵まれた自然の中で、きめ細かな教育や自分の学校で作られた温かい地元の食材を使った給食、それで成長期の体をつくる、まんのう町の例えば里親制度的なものによる児童生徒の増加を図り、将来、迎えるであろう学校の統廃合問題とか、この問題も解消まではいかんかもわかりませんが、まんのう町の将来の担い手候補を増やし、町全体で自分たちの地域を愛する後継者づくりを一緒に進めてまいりたいと思います。

それから、ちょっと時間ありますんで、これは昨日の新聞なんですが、香川県の移住、過去2位の多さなんです。香川県へ来ている移住者が過去2位の多さで、県内ではまんのう町は7番目にあります。162名、来られたんですね、1年間で。これ、前々から見ると8名減るとるんですが、まんのう町は164名、丸亀188名、東かがわは133名、近畿、中四国から香川県へ1,577名、関東から603名、2,180名が香川県に参っているんです。ですから、怖いのは、東かがわ市が最近ちょっと大変と思うんですが、98名マイナスなんです、前々年100名ぐらい。逆に丸亀が100名ぐらい増えとるんです。こういうふうに、いろんな原因があると思うんですが、ちょっと油断とはいいませんけども、取組によってかなりの差が出てきておりますので、非常にそのところは大事だと思います。

本日は多岐にわたる内容でしたが、大切なお時間で丁寧な御答弁ありがとうございます。行政、住民の皆様、それから議会三者の力を合わせて、希望に満ちたまんのう町の将来へ向かう道筋をつけていかなければいけないと改めて決意を新たにしました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

**○大西樹議長** 以上で、2番、石崎保彦君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議の再開は、6月5日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。  
本日はこれにて散会いたします。

**散会 午後3時17分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月4日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員